

各 位

会 社 名 株式会社牧野フライス製作所 代表者名 取締役社長 宮崎 正太郎 (コード番号 6135 東証プライム) 問合せ先 専務取締役管理本部長 永野 敏之 (TEL 046-284-1439)

MM ホールディングス合同会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する 賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、MM ホールディングス合同会社(以下「公開買付 者」といいます。)による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する金 融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいま す。)及び関係法令に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の開始予 定に関して、現時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本 公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付け に応募することを推奨する旨を決議しましたので、お知らせいたします。公開買付者によ れば、本公開買付けについては、現時点までの検討において、国内外における競争法(現 時点までの検討において、中国及び米国における手続が必要になるほか、オーストラリア における手続きが必要になる可能性があると考えているとのことですが、今後、公開買付 者又は当社の事業又は資産に関する事実関係の更なる確認や関係当局の見解により、手続 の要否の判断に変更が生じる可能性があるとのことです。以下同様です。)及び国内外の 投資規制法令(現時点までの検討において、日本、米国、フランス、ドイツ及びイタリア において手続を実施する予定とのことですが、今後、当社の事業又は資産に関する事実関 係の更なる確認や関係当局の見解により、手続の要否の判断に変更が生じる可能性がある とのことです。以下同様です。) に基づき必要な許認可(以下「本クリアランス」と総称 します。)に係る手続及び対応に一定期間を要することが見込まれることから、当社が本 日付で公開買付者との間で締結した公開買付契約書(以下「本公開買付契約」といいま す。本公開買付契約の詳細については、下記「4.本公開買付けに係る重要な合意に関す る事項」をご参照ください。) に規定された本クリアランスの取得が完了していること等 の下記<本公開買付前提条件>に記載の前提条件(以下「本公開買付前提条件」といいま す。)が充足された日(又は公開買付者により放棄された日)以降、公開買付者及び当社 が別途合意する日に開始することを予定しているとのことです(公開買付者としては、本 公開買付前提条件が充足(又は公開買付者により放棄)され次第、実務上可能な範囲で速やかに開始する意向を有しているとのことです。)。本日現在、公開買付者は、2025年12月上旬までを目途に本公開買付けを開始することを目指しているとのことですが、本クリアランスに係る手続を所管する国内外の当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況であるため、本公開買付けの日程の詳細については、決定次第速やかにお知らせするとのことです。なお、本公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合も、速やかにお知らせするとのことです。

<本公開買付前提条件>

本公開買付けは、以下の前提条件の全てが充足された場合(又は公開買付者により放棄された場合)に、開始するとのことです。

- ① 当社の取締役会により、(i)本公開買付けの開始予定の公表日時点においては、本公開買付けに賛同し、当社の株主に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見(以下「本開始前賛同・応募推奨意見」といいます。)、(ii)本公開買付けの開始日の前日時点においては、本公開買付けに賛同する旨の意見(以下「本開始後賛同意見」といい、本開始前賛同・応募推奨意見と総称して「本賛同意見」といいます。)の決議がなされ、本賛同意見が、法令に従って公表されており、かつ、本賛同意見が変更又は撤回されておらず、これと矛盾する内容のいかなる決議も行われていないこと(注1)
- ② 当社の特別委員会において、当社の取締役会が、本開始前賛同・応募推奨意見及び本開始後賛同意見に係る決議をすることについて、それぞれ肯定的な内容の答申が行われており、かつ、それぞれの答申内容が変更(変更後の答申が、当社取締役会が本開始前賛同・応募推奨意見及び本開始後賛同意見をそれぞれ維持することについて肯定的な内容である場合を除きます。)又は撤回されていないこと(注2)
- ③ 本取引(以下に定義します。以下同じです。)の実行に当たり本クリアランスの取得が全て完了し、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「本公開買付期間」といいます。)の末日までに完了することが客観的かつ合理的に見込まれると公開買付者が客観的かつ合理的に判断していること(注3)
- ④ 法第 27 条の 11 第 1 項但書に定める公開買付けの撤回が認められる事由が生じていない こと (注 4)
- ⑤ 当社から、当社に係る未公表の重要事実(法第166条第2項に定める業務等に関する重要事実(ただし、同条第4項に従い公表されているものを除きます。))が存在しないこと及び同法第167条第2項に定める公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実(ただし、本公開買付け及び同条第4項に従い公表されているものを除きます。)を認識していないことの確認が得られていること(注4)
- ⑥ 本公開買付契約に基づき当社が履行又は遵守すべき義務が重要な点において履行又は 遵守されていること(注5)

- ⑦ 本公開買付契約に定める当社の表明及び保証が、いずれも重要な点において、真実かつ正確であること(注6)
- ⑧ 当社グループ(注7)の事業、資産、負債、経営成績又は財務状態に重大な悪影響を及ぼす事由又は事象が存在しておらず、またかかる事由又は事象が発生する具体的なおそれがないこと(ただし、(i)法令等若しくは会計基準の変更(当社グループの事業と同様の事業を営む他の事業者と比較して当社グループに不均衡な悪影響を与えない場合に限る。)、(ii)本公開買付契約において明示的に企図される行為を行った結果、又は(iii)公開買付者による本公開買付契約に定める義務の違反若しくは公開買付者が書面により同意した事項に起因する事象若しくは事由は除く。)
 - (注1) 上記前提条件①について、当社は、本日開催の取締役会において、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしました。以上のことから、本日時点においては、上記前提条件①のうち、本公開買付けの開始予定の公表時における本賛同意見の決議に関しては充足されております。また、本日現在、公開買付者は、当社の株主に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見の決議を本公開買付けの開始日の前日時点において当社が実施することのできない具体的な事情は認識していないとのことです。
 - (注2) 上記前提条件②について、本日開催の当社の特別委員会において、当社の取締 役会が、本取引への賛同の意見を表明するとともに、当社の株主が本公開買付 けに応募することを推奨することについて肯定的な内容の答申が行われており ます。以上のことから、本日時点においては、上記前提条件②は充足されてお ります。
 - (注3) 上記前提条件③について、公開買付者は、本日現在、これらの本クリアランス について、弁護士のアドバイスに基づき、本公開買付期間の開始までに完了す ることができるよう必要な対応を進めており、現状及び今後の見通しは下表の とおりとのことです。

なお、公開買付者は、下表の本クリアランスのうち、中国及び米国の競争法に ついては、手続を実施するに当たって本公開買付けの実施が公表されている必 要があること、及び、下表の各地域における競争法及び投資規制法令の手続に 一定の期間を要し、また、これらの手続に要する期間を正確に予想することは 困難であることを勘案した結果、本日時点で公開買付開始公告に先立ち公開買 付けを実施する予定を公表することとしたとのことです。

<本クリアランスの現状及び取得の見通し>

地域	根拠法令	現状	手続の完了時期の見込 み
中国	中華人民共和国独占禁止法(競争法)	本日以降、2025 年8月上旬までの 間に届出予定	2025 年 10 月上旬頃ま で (予定)
米国	1976 年ハート・ス コット・ロディノ (Hart Scott Rodino) 反トラス ト 改善法 (競争 法)	本日以降、2025 年8月上旬までの 間に届出予定	2025 年 10 月上旬頃ま で(予定)
オーストラリア	2010 年競争・消費 者法 (Competition and Consumer Act 2010) (競争法)	本日以降、2025 年7月上旬までの間に届出予定 (本公開買付けの決済開始日が2026 年1月1日以降となる場合には手続が必要となり、現時点ではその可能性も否定できないところ、現時点で任意届出を実施することができることから当該届出を実施する予定とのことです。)	2025 年 9 月上頃まで (予定)
日本	外国為替及び外国 貿易法(投資規制 法令)	本日以降、2025 年8月下旬までの 間に届出予定	2025 年 10 月上旬頃ま で (予定)
米国	対米外国投資委員会 (CFIUS) 規制 (投資規制法令)	本日以降、2025 年7月中旬までの 間に届出予定	2025 年 12 月上旬頃ま で (予定)
フランス	フランス通貨金融 法典(投資規制法 令)	本日以降、2025 年7月中旬までの 間に届出予定	2025 年 9 月下旬頃まで (予定)
ドイツ	ドイツ対外経済法 施行令(投資規制 法令)	本日以降、2025 年7月上旬までの 間に届出予定	2025 年 9 月上旬頃まで (予定)
イタリア	イタリア法令 2012 年第 21 号ゴールデ ンパワー法 (投資 規制法令)	本日以降、2025 年6月下旬までの 間に届出予定	2025 年8月上旬頃まで (予定)

- (注4) 公開買付者は、本日現在、上記前提条件④及び⑤に該当する事由が生じている ことを認識していないとのことです。
- (注5) 本公開買付契約に基づく当社の義務の内容については、下記「4.本公開買付 けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。
- (注6) 本公開買付契約に基づく当社の表明及び保証の内容については、下記「4.本 公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。
- (注7) 「当社グループ」とは、当社及び当社の子会社を総称していいます。

本公開買付けの開始予定の公表から実際の本公開買付け開始までに最大で6ヶ月程度の 期間が空くことが見込まれるため、当社は、本公開買付けが開始される時点で、改めて本 特別委員会(下記「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公 開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」において定義します。以下同じです。)に対して、本特別委員会が2025年6月3日付で当社取締役会に対して提出した答申書(以下「本答申書」といいます。)の答申内容に変更がないかを検討し、当社取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問した上で、その意見を踏まえ、改めて本公開買付けに関する意見表明を行う予定です。なお、当社の上記取締役会決議は、公開買付者が、本公開買付け及びその後の一連の手続を経て、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場に上場している当社株式を取得及び所有することにより、当社を非公開化すること(以下「本取引」といいます。)を企図していること及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

1. 公開買付者の概要

1. 2///2/11/2///2					
(1)	名	称	MM ホールディングス合同会社		
(2)	所 在	地	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号		
(3)	代表者の役	職・氏名	代表社員 MBK パートナーズ株式会社 職務執行者 池田大輔		
(4)	事業	内 容	(1) 経営コンサルティング業務(2) 有価証券の取得、保有及び売買(3) 前各号に付帯する一切の業務		
(5)	資 本	金	5,000 円		
(6)	設 立 年	月 日	2023年9月27日		
(7)	大株主及び	持株比率			
	(2025 年6月	3日現在)	MBK パートナーズ株式会社 100%		
	(注)			
(8)	当社と公開買付者の関係				
	資 本	関 係	該当事項はありません。		
	人 的	関 係	該当事項はありません。		
	取 引	関 係	該当事項はありません。		
	関 連 当 事 該 当	者 へ の 沢	該当事項はありません。		

(注)本日以降、本公開買付けを開始するまでの間に、MBK パートナーズ株式会社又はその関係会社(以下「MBK パートナーズ」と総称します。)がサービスを提供するファンド(以下「MBKP ファンド」といいます。)は、合同会社から株式会社への組織変更(詳細については、下記「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠

及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」における(注1)をご参照ください。)後の公開買付者の発行済株式の全てを譲り受ける予定とのことです。

2. 買付け等の価格

普通株式1株につき、金11,751円(注)

(注) 本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価 格」といいます。)は、当社が本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とす る剰余金の配当(2026年3月期に係る中間配当を含みます。)又は取得日とする 自己株式の取得を行わないことを前提としているとのことです。当社の業務執行 を決定する機関が、本公開買付けの開始日の前営業日までに、本公開買付けに係 る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当を行うことを決定した場合、又は 上記配当を行う旨の議案を当社の株主総会に付議することを決定した場合には、 当該配当における1株当たりの配当額を上記金額から控除する可能性があるとの ことです。また、当社の業務執行を決定する機関が、本公開買付けの開始日の前 営業日までに、本公開買付けに係る決済の開始日前を取得日とする自己株式の取 得を行うことを決定した場合、又は上記自己株式の取得を行う旨の議案を当社の 株主総会に付議することを決定した場合には、当該自己株式の取得の対価の総額 を当社の発行済株式総数(当社が所有する自己株式数を除きます。)で除した金 額を上記金額から控除する可能性があるとのことです。なお、上記の事由に基づ いて本公開買付価格の修正を行う必要がある場合、公開買付者は、本公開買付け の開始時点までに当該修正を行うとのことです。なお、2025年6月に開催が予定 されている当社の定時株主総会における剰余金の配当(以下「本期末配当」とい います。) に関しては、当該定時株主総会において、本日時点で想定されている 1株当たりの本期末配当の額である 100 円を上回る本期末配当に関する決議が承 認された場合に限り、上記の事由に基づいて本公開買付けの開始前までに本公開 買付価格の修正を行う可能性があるとのことです。

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、下記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、現時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

なお、本公開買付けは、本公開買付前提条件が充足された日(又は公開買付者により放棄された日)以降、公開買付者及び当社が別途合意する日において開始される予定であり、本日現在、2025 年 12 月上旬までを目途に本公開買付けを開始することを目指しているとのことですが、本クリアランスの取得に要する期間を正確に予想することは困難とのことであるため(公開買付者は、本公開買付けの日程の詳細について決定次第速やかにお知らせするとのことです。)、当社は、上記取締役会において、本特別委員会に対し、本答申書の答申内容に変更がないかを検討し、当社取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及び、その意見を踏まえ、本公開買付けが開始される際に、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しております。また、上記取締役会決議は、下記「(6)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けに関する意見の根拠及び理由のうち、公開買付者に関する記載については、 公開買付者から受けた説明に基づいております。

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、2023 年9月下旬に設立された合同会社(注1)であり、本日現在、MBKパートナーズ株式会社がその持分の全てを保有しているとのことですが、本日以降、本公開買付けを開始するまでの間に、MBKPファンドが、組織変更後の公開買付者の発行済株式の全てを譲り受ける予定とのことです。公開買付者は、本取引を実施し、当社の事業を支配及び管理することを主たる目的としているとのことです。本日現在、公開買付者、MBKパートナーズ株式会社及びMBKPファンドは当社株式を所有していないとのことです。

(注1) 本借入れ(以下に定義します。)に係る融資契約を締結するに当たり必要となる ことから、公開買付者は、本日以降、本公開買付けを開始するまでの間に、合同 会社から株式会社に組織変更することを予定しているとのことです。

MBKP ファンドは、MBK パートナーズがサービスを提供するファンドの1つとのことです。 MBK パートナーズは、2005 年3月に設立された、日本、中華人民共和国及び大韓民国の東アジア3カ国でのプライベート・エクイティ投資に特化した独立系プライベート・エクイティ・ファームとのことです。グローバルの企業、銀行、金融機関、ファミリー・オフィス、公的年金、財団、政府系ファンド、ファンド・オブ・ファンズなどの機関投資家を主とする投資家の支援を得て、本日現在、約315億米ドルの運用金額を有し、小売/消費財、通信/メディア/テクノロジー、金融サービス及びヘルスケアの分野を中心に大企業から

中堅企業までを対象として投資を行っており、投資後においては、投資先企業に対して企業価値の最大化のための経営支援を積極的に行っているとのことです。2005 年 3 月の設立以来、東アジア諸国において 80 件の投資実績を有し、そのうち日本においては弥生株式会社、株式会社ユー・エス・ジェイ、株式会社インボイス、株式会社コメダ、TASAKI 株式会社(旧田崎真珠株式会社)、株式会社アコーディア・ゴルフ、黒田電気株式会社、オーキッド株式会社(旧ゴディバジャパン株式会社)、株式会社ツクイホールディングス、EPSホールディングス株式会社、株式会社 SOYOKAZE (旧株式会社ユニマット リタイアメント・コミュニティ)、HITOWA ホールディングス株式会社、ジャパンベストレスキューシステム株式会社、アリナミン製薬株式会社及び FICT 株式会社等、15 社・18 件の投資実績があるとのことです。投資実行後においては、個社ごとのバリューアップテーマに対して経営陣とともに中長期的に取り組んだ結果、売上高及び収益力の増加を実現しているとのことです。

公開買付者は、本日付で、当社との間で本公開買付契約を締結し、本公開買付前提条件が充足されていること(又は公開買付者により放棄されていること)を条件に、本取引の一環として、当社株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することを目的とし、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を 15,592,300 株 (所有割合 (注2)):66.67%)と設定し(注3)、本公開買付けに応募された株券等(以下「応 募株券等」といいます。)の総数が 15,592,300 株に満たない場合には応募株券等の全部の 買付け等を行わないとのことです。一方、本公開買付けにおいては、当社株式の全てを取 得することを目的としていることから、買付予定数の上限については設定しておらず、応 募株券等の総数が買付予定数の下限(15,592,300 株)以上の場合は、応募株券等の全部の 買付け等を行うとのことです。なお、当該情報の時点(2025 年3月 31 日)以後の当社が 所有する自己株式数の変動等により、本公開買付けにおける実際の買付予定数の下限が上 記の数字と異なる可能性があるとのことです。公開買付者は、本公開買付けの開始前に、 本公開買付けの開始時点において入手可能な最新の情報を踏まえ、最終的な買付予定数の 下限を決定する予定とのことですが、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手 続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)が確実に実行可能となるよう、本公 開買付け後に公開買付者が当社の総株主の議決権の数の3分の2以上を所有することとな るような買付予定数の下限を設定する予定とのことです。なお、本公開買付けが成立した 場合には、公開買付者は、下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二 段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本スクイーズアウト手続を実施することを予 定しているとのことです。

(注2) 「所有割合」とは、当社が2025年4月30日に公表した「2025年3月期 決算短

信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社通期決算短信」といいます。)に記載の2025年3月31日現在の当社の発行済株式総数(24,893,841株)から、同日現在当社が所有する自己株式数(1,505,407株)を控除した株式数(23,388,434株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。以下、別段の注記のない限り、所有割合の計算において同じとします。

(注3) 「買付予定数の下限」は、当社通期決算短信に記載の 2025 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 (24,893,841 株) から、同日現在当社が所有する自己株式数 (1,505,407 株) を控除した株式数 (23,388,434 株) に係る議決権の数 (233,884 個) に 3 分の 2 を乗じた数 (155,923 個、小数点以下を切り上げております。) に当社の単元株式数 (100 株) を乗じた株式数 (15,592,300 株) です。これは、公開買付者は、本取引において、当社株式を非公開化することを目的としており、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しているところ、本スクイーズアウト手続として当社株式の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)の手続を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることを踏まえ、本スクイーズアウト手続を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が当社の総株主の議決権数の3分の2以上を所有することとなるように設定したものとのことです。

公開買付者は、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、シニアレンダーである株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社横浜銀行及び株式会社あおぞら銀行(以下「シニアレンダー」といいます。)並びにメザニンレンダーである株式会社みずほ銀行及びMCPメザニン株式会社(以下「メザニンレンダー」といいます。)からの借入れ(以下「本借入れ」といいます。)並びにMBKPファンドからの出資(以下「本出資」といいます。)により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日(以下「本決済開始日」といいます。)の、遅くとも2営業日前までに本出資を受け、前営業日までに本借入れを受けることを予定しているとのことです。本借入れに関しては、シニアレンダーから合計で129,980百万円を上限として融資を行う用意がある旨のコミットメントレターを、メザニンレンダーから合計で12,998百万円を上限として融資を行う用意がある旨のコミットメントレターを、それぞれ2025年4月21日付で取得しており、また、MBK Partners Fund VI, L.P.から1,610億円の公開買付者に対する直接又は間接のエクイティ・ファイナンスについての意向を証する書面(Equity Commitment Letter)を本日付で取得しているため、本公開買付けの買付代金に必要となる決済資金の準備も完了しているとのことです。

本借入れの詳細は、シニアレンダー及びメザニンレンダーと別途協議の上、当該借入れに係る融資契約において定めることとされているとのことですが、当該借入れに係る融資契約では、公開買付者の発行済株式の全部、公開買付者が本公開買付けにより取得する当社株式及びその他公開買付者の一定の資産等が担保に供されることが予定されているとのことです。

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(i) 当社の概要

当社は、1937 年5月に一番立フライス盤の専門メーカ「牧野商店製作部」として創業以来、工作機械の専業メーカとして、マシニングセンタ(注1)や放電加工機(注2)、フライス盤(注3)等を中心に、高速、高精度、高品位な加工を実現する工作機械の製造を一貫して手掛けてまいりました。また、当社は、1964 年7月に東京証券取引所第二部市場に株式を上場し、1971 年8月には東京証券取引所第一部市場及び株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)第一部市場に指定変更、その後、2009 年3月に大阪証券取引所における株式上場を廃止し、2022 年4月の東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、東京証券取引所プライム市場に移行しております。

- (注1) マシニングセンタとは、工具を自動で選択・交換ができ、穴あけや面削り等の 複数の金属加工が1台で可能な機械のことです。
- (注2) 放電加工機とは、電気による放電エネルギーを利用して金属加工を行う機械のことです。
- (注3) フライス盤とは、工具を回転させ平面、穴、溝などを加工する機械のことです。

当社は、「クオリティ・ファースト」を経営理念に掲げ、お客様に常に最適な工作機械と加工技術を提供することを企図し、開発、製造、営業・サービス部門が一体となって、お客様のニーズに応じてカスタマイズした工作機械や、生産効率を高めるための自動化装置とソフトウェア、製品のアフターケアまでワンストップでサービスを提供することを目指しております。当社が属する工作機械産業は、外部環境の変化により需要が大きく変動する業界の一つですが、当社は、上記の理念を基に、身近な日用品から大型旅客機まで幅広い製造業のお客様に対し、最適な製品と細やかなサービスを安定的に提供することを通じ、お客様の困りごとに寄り添い、ともに乗り越えることで信頼関係を培い、これを基盤として長期にわたる成長を実現してきたと考えております。

また、当社は、日本、シンガポール、中国に製品開発拠点を有する他、アジアを中心に5ヵ国9拠点の生産拠点を有し、持続的な成長を支えるグローバルな開発、生産、販売、サービス体制を有しております。日本では高精度な加工に対応した大型機(注

- 4)・5軸機(注5)などの先端的な機種、アジアではコストパフォーマンスに優れた機種を中心に開発・製造し、世界各地の主要な製造業の集積地には、販売、サービス、機械展示、アプリケーションサポートの各機能を持つ拠点「テクニカルセンタ」を設置するなど、お客様の必要とする製品、サービスをタイムリーに提供できる最適な体制を構築し、より良い工業製品を効率的に生産することを意図する世界中のお客様に常に最適な製品とサービスをお届けできるよう努めております。
- (注4) 大型機とは、大型自動車部品用金型や航空機部品等の大物や長尺物の加工に対応した機械のことです。
- (注5) 5 軸機とは、縦・横・高さの直線 3 軸に加えて、回転・傾斜軸の 2 軸を同時に 制御可能な機械のことです。

そうした中で、当社は、2025 年2月 12 日付「事業計画策定に関するお知らせ」にて開示のとおり、2023 年 10 月 31 日付で開示した 2028 年 3 月期の目標売上高を 2,700 億円、目標営業利益率を 12.0%とする数値目標を修正し、新たに 2030 年 3 月期の目標売上高を 2,900 億円、目標営業利益率を 12.5%とする事業計画(以下「当社開示事業計画」といいます。)を策定し、①収益性の向上、②資産効率の向上、③株主還元の充実、④サステナビリティを通じて企業価値向上に向けた取り組みを促進することを掲げております。具体的には、①収益性の向上については、成長市場へのタイムリーな新製品投入、大型機・5 軸機の拡充による売上単価の向上、独自技術を生かしたパレット搬送システム(注 6)等の自働化機器やソフトウェア等の複合提案の強化、新 P L M (注 7)による新機種立ち上げ期間の短縮、大型機・放電加工機へのモジュール生産方式(注 8)の導入による組立リードタイムの短縮、②資産効率の向上については、生産設備や人的資本への投資を通じた生産性強化、保有投資有価証券の売却等、在庫の適正化とオペレーション改善、③株主還元の充実については、安定的かつ継続的な配当や機動的な自己株買い、④サステナビリティについては、気候変動問題への対応、人的資本投資の充実といった内容を中心に取り組みを進めております。

- (注6) パレット搬送システムとは、工場等の施設内で、ベルトコンベア等を用い製品 や部品を自動で搬送する設備のことです。
- (注7) PLMとは、Product Lifecycle Management を意味しており、製品の企画から 設計・開発・販売・廃棄までの一連のプロセスを全体的に管理する手法やシス テムのことです。
- (注8) モジュール生産方式とは、機械を複数のユニットに分割し組立工程を分離・分解することにより、複数の組立工程を並行して実施することを可能とする生産方式のことです。

(ii) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った経緯

MBK パートナーズは、日本でのプライベート・エクイティ投資(上場企業の非公開化取引を含みます。)を中華人民共和国及び大韓民国の投資と同列に注力分野として考えていたとのことであり、特に成長性の見込める優良企業の更なる企業価値向上を推し進めることを目的に、従前より国内における有力な投資先を選定していたとのことです。

MBK パートナーズは、2024 年 12 月 27 日、ニデック株式会社(以下「ニデック」といいます。)が、当社をニデックの完全子会社とする一連の取引(以下「ニデック取引」といいます。)の一環として、ニデック提案(下記「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。)をしていることを、ニデックが同日付で公表した「株式会社牧野フライス製作所(証券コード:6135)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」を通じて認識したとのことです。また、MBK パートナーズは、当社が2025 年 1 月 10 日付で公表した「特別委員会の設置に関するお知らせ」により、当社は、ニデック提案を受け、当社取締役会において、ニデック提案の是非やストラクチャーを含む取引条件及び手続の妥当性及び公正性を検討するに当たって、当社の企業価値の向上及び一般株主の利益を図る立場から、当社取締役会による恣意的な判断を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置することを決議したことを認識したとのことです。MBK パートナーズは、かかる状況に鑑み、本取引を通じた当社の企業価値向上可能性について、具体的な検討を開始したとのことです。

その後、MBK パートナーズは、2025 年2月 13 日、当社のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)を通じて当社から本取引に関する打診を受け、当社の成長性・収益性を有価証券報告書や適時開示資料等の公開情報及び独自の分析により検討した結果、当社が、日本発の、加工精度や速度、耐久性において非常に優れた技術力を有すると考えられるグローバル工作機械メーカであり、更なる企業価値向上を実現する余地があるとの考えに至り、上記の MBK パートナーズの投資戦略に合致すると判断したとのことです。また、MBK パートナーズは投資ファンドであり、現在当社と競合する企業への投資を行っていないことから、当社への投資によるデメリットやディスシナジーは存在しないものと判断したとのことです。当社の企業価値向上について、具体的には、MBK パートナーズは、MBK パートナーズの有する経営資源を活用することにより、①生産キャパシティの増強や、製造工程改善による納期短縮やコスト削減、新製品開発プロセスの改善等に関する戦略立案と実行支援を通じた高付加価値製品の開発・生産体制の強化、②他社ベストプラクティスの導入支援等による、提案・営業手法や自社販売員の育成プロセス等の改善を通じた直販・サービス体制の強化、③販売代理店管理やインセンティブ・評価基準設計における定量的分析手法の

導入等を通じた代理店管理体制の高度化、④顧客・競合調査に基づく、当社製品の付加価値に対する適正な価格設定を実現するプライシング戦略の策定・実行支援を通じた単価向上に注力していくことが、当社の企業価値向上に資するものとの認識に至ったことから、2025年2月27日、当社に対して、公開買付けを通じて当社株式の非公開化を行うことについて、MBKパートナーズが設立し又は直接若しくは間接に支配する買収目的会社による、現金を対価とする公開買付け及びスクイーズアウト手続を通じた当社株式の非公開化を前提とした初期的な意向を表明する提案書(以下「意向表明書」といいます。)を提出したとのことです。

その後、MBK パートナーズは、2025 年 3 月 4 日に、当社より、MBK パートナーズを含 む複数候補者と更なる検討を進めたい旨の連絡及び 2025 年4月 16 日を期限する法的拘 東力のある最終提案書(以下「第三者最終提案」といいます。)の提出の要請を受け、 MBK パートナーズ、MBKP ファンド及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとし て、2025 年 3 月上旬、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業(以下「森・濱田松本法 律事務所」といいます。)を、フィナンシャル・アドバイザーとして、2025 年3月中 旬、みずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を選任し(なお、森・濱 田松本法律事務所及びみずほ証券は、MBK パートナーズ、MBKP ファンド及び当社のほ か、公開買付者からも独立しているとのことです。)、2025年3月中旬から2025年4 月下旬まで、当社より開示を受けた当社を取り巻く事業環境、並びに当社の経営戦略、 事業計画等の情報、及び有価証券報告書や適時開示資料等の公開情報に基づき、当社に 対する事業・財務・税務・法務・環境等に関するデュー・ディリジェンスや当社経営陣 との面談を実施しそれらの過程で取得した情報を踏まえて、本取引の意義、買収ストラ クチャー、本取引の実現可能性、買収後の経営方針について、更なる分析及び検討を進 めてきたとのことです。なお、MBK パートナーズは、2025 年4月 10 日、当社より、 デュー・ディリジェンスの期間中である 2025 年4月上旬に米国の追加関税措置の発効と 相互関税(以下「米国関税措置」といいます。)が発表され、マクロ経済環境が大きく 変化する恐れが生じたことを踏まえ、第三者最終提案の提出期限を当初期限であった 2025年4月16日から同年5月7日に変更する旨の連絡を受けたとのことです。

当該検討を進める中で、MBK パートナーズは、2025 年4月3日、ニデックが、当社の同意を得ることなく、買付け等の期間を 2025 年4月4日から同年5月 21 日までとして、当社株式に対する公開買付け(以下「ニデック公開買付け」といいます。)を実施することを、ニデックが同年4月3日に公表した「株式会社牧野フライス製作所(証券コード:6135)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」を通じて認識したとのことです。また、MBK パートナーズは、2025 年4月 10 日、当社の取締役会が、当社がニデック公開買付けに対して反対の意見を表明することは合理的である旨の同日付の本特別委員会の答申を踏まえ、取締役全員の一致により、ニデック公開買付けに反対の意見を表明する旨の決議をしたこと、及び 2025 年3月 19 日付で第三者提案の具体化・検討

のために必要な時間を確保するための措置(時間確保措置)として導入した「ニデック株式会社による当社株式に係る公開買付け(予告)につき、第三者提案の具体化・検討のために必要な時間を確保することのみを目的とする当社株式の大規模買付行為等への対応方針(買収への対応方針)」(以下「本対応方針」といいます。)に基づき、第1回A新株予約権を当社の株主に無償で割り当てることを決議することで対抗措置(以下「本対抗措置」といいます。)を発動したことを、当社による 2025 年4月 10 日付の「第三者提案の具体化・検討のために必要な時間を確保すべきことに鑑みたニデック株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明(反対)のお知らせ」及び「買収への対応方針(時間確保措置)に基づく新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定、及び、株主意思確認を第86回定時株主総会において行うことのお知らせ」を通じて認識したとのことです。

ニデックによる当社の同意なき公開買付けが行われている状況並びに公開買付者による上記の当社の分析及び検討を踏まえて、MBK パートナーズは、本公開買付けの決済資金の調達を LBO ローンである本借入れによって行うことに鑑みて、買収目的会社である公開買付者を買付者とする本公開買付けを行い、当社を非公開化した上で、下記「③本公開買付け及び本取引後の経営方針」の各種施策を実施することこそが、当社の経営課題の克服と中長期的な成長、更なる企業価値の向上に資すると判断するに至ったとのことです。このような検討の結果等を踏まえ、MBK パートナーズは、2025 年5月7日、当社に対して、公開買付者による当社の非公開化を提案するとともに、当社株式の価値総額を2,643億円とし、本公開買付価格を当社株式1株あたり11,300円(提案目の前営業日である同月2日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値11,200円に対して0.89%(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアム率の計算において同じとします。)のプレミアムを加えた金額)とする最終提案書(以下「5月7日付最終提案書」といいます。)を当社に提出したとのことです。

その後、MBK パートナーズは、ニデックが、本対抗措置が発動された場合ニデックに 損害を生じさせるおそれがあり、ニデック公開買付けを維持することは著しく経済的合 理性を欠くことになりかねないことを踏まえ、2025 年 5 月 9 日付でニデック公開買付け を撤回することを決定し、同日、ニデック公開買付けに係る公開買付撤回届出書を提出 したこと、及び当社が、同日、ニデック公開買付けが撤回されたことを踏まえ本対抗措 置の発動を中止し、併せて本対応方針を廃止したことを、ニデックが 2025 年 5 月 8 日付 で公表した「株式会社牧野フライス製作所(証券コード:6135)に対する公開買付けの 撤回に関するお知らせ」及び当社が同月 9 日付で公表した「ニデック株式会社による当 社株式に対する公開買付けの撤回、新株予約権無償割当ての中止及び今後の見通しに関 するお知らせ」を通じて認識したとのことです。

その後、MBKパートナーズは、2025年5月16日付で、当社から、当社における5月7日付最終提案書の内容を踏まえた慎重な協議・検討の結果、2025年5月22日までに当

社の少数株主の皆様の価値最大化の観点から公開買付価格の引き上げを含む諸条件の再提案を行うことの要請を受けたとのことです。これを受け、MBK パートナーズは、2025年5月20日、当社との間で面談を行い、当社の中長期的な企業価値最大化に向けた経営方針や提案内容の実現性等について協議を実施したとのことです。その上で、MBK パートナーズは、2025年5月22日、上記のとおり、第三者最終提案の提出期限が当初の2025年4月16日から同年5月7日に1度変更され、かつ、既に当社に対し5月7日付最終提案書を提出している中で、再度の提案を行うよう要請されたことを踏まえ、同日開催される本特別委員会において最終候補者の選定がなされること及び最終候補者の選定がなされなかった場合は提案内容の撤回や変更が可能であることを前提として、当社株式の価値総額を2,694億円とし、本公開買付価格を当社株式1株当たり11,520円(提案日の前営業日である同月21日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値9,600円に対して20.00%のプレミアムを加えた金額)とする最終提案書(以下「5月22日付最終提案書」といいます。)を当社に提出したとのことです。

その後、MBK パートナーズは、2025年5月22日、当社から、①当社の少数株主の皆様の価値最大化の観点から更なる価格の引き上げを行うこと、②本公開買付契約の主要な条項において、株主の皆様の利益保護の観点で当社及び当社株主の皆様に有利な形となる修正に応諾すること、③実務上可能な限り速やかな本公開買付けの公表を目指すこと(①から③を総称して、以下「独占交渉権付与条件」といいます。)を条件に、独占交渉権の付与が可能である旨を伝達されたとのことです。これを受け、MBK パートナーズは、2025年5月23日、本公開買付価格を当社株式1株当たり11,560円(提案日の前営業日である同月22日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値9,720円に対して18.93%のプレミアムを加えた金額)とする最終提案書(以下「5月23日付最終提案書」といいます。)を当社に対し提出するとともに、独占交渉権付与条件を応諾する旨の回答を行ったとのことです。その結果、MBKパートナーズは、2025年5月23日、当社から独占交渉権を付与する旨の通知を受けたとのことです。

その後、MBK パートナーズは、2025 年 5 月 30 日、当社から、5 月 23 日付最終提案書に記載された本公開買付価格(当社株式 1 株当たり 11,560 円)を引き上げ、本公開買付価格を再度提案するよう要請されたとのことです。これを受け、MBK パートナーズは、当社に対し、本公開買付価格を当社株式 1 株当たり 11,751 円(提案日の前営業日である6 月 2 日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 11,250 円に対して4.45%のプレミアムを加えた金額)とする最終提案書(以下「6 月 3 日付最終提案書」といいます。)を提出したとのことです。そして、MBK パートナーズは、当社及び本特別委員会の間で公開買付契約の内容について協議を行った結果、本日付で合意に至り、公開買付者は、本日、当社との間で本公開買付契約を締結し、本公開買付前提条件が充足されていること(又は公開買付者により放棄されていること)を条件に、本取引の一

環として、当社株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することを目的として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

③ 本公開買付け及び本取引後の経営方針

MBK パートナーズは、当社が独自の高速・高精度・高品位の製品開発力とクオリティ・ファーストの企業理念を軸に、創業から今日に至るまでグローバルの工作機械市場を牽引し、顧客からの信頼をはじめとする優れた事業基盤と強固な市場ポジション、それらに裏付けられた大きな成長余地を有していると考えており、高く評価しているとのことです。MBK パートナーズは過去にグローバル工作機械メーカへの投資実績もあり、工作機械業界に対する深い理解を有していると考えているとのことです。

MBK パートナーズは、本取引後の経営方針としては、当社の経営陣及び従業員の方々とのパートナーシップの下、以下の企業価値向上策を推進していく方針とのことです。

(ア) 高付加価値製品の継続的な開発強化

当社は、これまで、独自技術に基づき、高速、高精度、高品位なマシニングセンタを開発・製造し、顧客が望む高難度の加工を実現することで高いブランド力を構築してきたと考えております。他方、MBK パートナーズは、将来的な事業展開を見据え、高いブランド力を維持するには、他社と差別化した高付加価値品の継続的な開発が不可欠であると考えているとのことです。これを実現するために、他社比で優位な製品開発費用を確保し、差別化された製品の継続的な開発を推進したいと考えているとのことです。

(イ) 自動化ソリューションを中心としたエンジニアリング・サービスの拡充 MBK パートナーズは、ソフトウェアや制御装置等の技術の進歩が進む中、製品単体 での差別化には限界があり、サービスを含めた「多様化」及び「重層化」が競争力 の源泉になると考えているとのことです。とりわけ、人手不足を背景に自動化や生産性向上へのニーズが高まる中、自動化ソリューションを含むエンジニアリング・サービスの強化を推進したいと考えているとのことです。

(ウ) 生産・調達プロセスの効率向上

MBK パートナーズは、上記製品・サービスの拡大や適性単価の実現と利益成長を両立するためには、従来以上の生産・調達の強化が必要であると考えているとのことです。また、外部環境の不確実性が増す中で、当社の競争力と顧客満足度の維持・向上と両立する形での生産・調達効率向上を推進したいと考えているとのことです。

(エ) 高付加価値化と適正単価の向上

MBK パートナーズは、当社が工作機械市場において過去同様の市場シェアを維持・強化していくためには、高品質な「製品」と「サービス」を組み合わせて継続的に高付加価値化を推進し、顧客に提供する付加価値に見合った適正な単価水準の向上を図る必要があると考えているとのことです。そこで、戦略的かつ徹底的な単価・

収益性管理によって、適正単価による適正な収益性の実現を推進していきたいと考えているとのことです。

(オ) 営業生産性の向上

MBK パートナーズは、海外に比して成熟度の高い国内市場においては、より効果的な営業活動にシフトしていくことが重要と考えているとのことです。営業組織の統合や、KPI マネジメントの強化等を通じて、今後の売上成長をより効率的に達成する営業組織体制の構築を目指していくとのことです。

(カ)管理業務の効率化とスリムな組織体制の構築

MBK パートナーズは、トランプ関税をはじめとする不確実性の高い経営環境においては、効率的な管理体制により事業成長を支えることが、財務的なレジリエンスの確保という観点からも重要であると考えているとのことです。今後は、システム化・自動化等を通して今後の売上成長を大幅な増員なく達成できる管理組織体制の構築を目指していくとのことです。

また、MBK パートナーズは、本取引後において、上記の施策を推進すべく必要に応じて外部から専門性の高い人材を補強することを検討するとのことです。なお、本取引完了後は、当社の取締役の過半数を MBK パートナーズから派遣し、適用法令、定款等に従った取締役会の運営を行うことを想定しているとのことですが、派遣する取締役の人選や派遣する取締役の人数の詳細及び取締役会の具体的な構成について本日現在想定はなく、未定とのことです。

なお、MBK パートナーズは、当社の役職員に対してストックオプション等のインセンティブ・プランの導入を予定しており、公開買付者及び当社の役職員が一丸となって、当社の長期的な企業価値の向上を図る体制を構築する予定とのことです。

④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(i) ニデック提案を踏まえた検討体制の構築と、戦略的オプションの検討・交渉の経緯当社は、ニデックより、当社の2024年における最終の営業日であった2024年12月27日付で、事前の打診や連絡が全くないままに、「企業価値の最大化に向けた経営統合に関する意向表明書」(以下「ニデック提案」といいます。)を受領いたしました。ニデック提案によれば、ニデックは、ニデック公開買付け及びその後の当社の株主をニデックのみとするための一連の手続を通じて東京証券取引所プライム市場に上場している当社株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得し、ニデック取引を行うことを企図しているとのことであり、ニデック公開買付けにおける公開買付期間の開始日を2025年4月4日、公開買付期間を31営業日、公開買付価格を11,000円、買付予定数の下限を当社の総議決権数の50%に相当する数に設定し、買付予定数の上限は設定しないとの

ことでした。

ニデック提案を受け、当社は、ニデック提案の是非やストラクチャーを含む取引条件及 び手続の妥当性及び公正性を検討するため、2025 年1月 28 日付「ニデックによる公開買 付けの提案に関する検討体制について」(以下「検討体制プレスリリース」といいます。) で公表いたしましたとおり、かかる検討に当たり、同日までに、フィナンシャル・アドバ イザー及び第三者算定機関として野村證券、主に日本法務に関するリーガル・アドバイ ザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業(以下「西村あさひ法律事務所」とい います。)、米国法務に関するリーガル・アドバイザーとして Sullivan & Cromwell LLP (以下「Sullivan & Cromwell」といいます。)、株主対応アドバイザーとして株式会社ア イ・アールジャパンを当社から独立した外部アドバイザーとして選定・起用するとともに、 2025 年 1 月 10 日付「特別委員会の設置に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、 当社の企業価値の向上及び一般株主の利益を図る立場から、当社取締役会による恣意的な 判断を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、 増田直史氏、山崎広道氏、髙橋一夫氏、高井文子氏の社外取締役4名から構成される本特 別委員会(委員長は髙橋一夫・元株式会社大和証券グループ本社取締役兼執行役副社長) を同日付で設置いたしました。なお、本特別委員会は、検討体制プレスリリースのとおり、 当社の各外部アドバイザーとは別に、独自にフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算 定機関として JP モルガン証券株式会社(以下「JP モルガン証券」といいます。)、リー ガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業(以下 「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。)を外部アドバイザーとして選 定・起用しております。

当社及び本特別委員会は、ニデック提案を受領した直後より、ニデック提案が当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の向上に繋がるかについての精査を開始するとともに、当社の本源的価値の算定や、株主にとってより有利な代替案の模索等、あらゆる戦略的オプションについての幅広い検討を開始いたしました。

具体的には、①ニデック提案において、ニデックが当社を完全子会社化することによって当社に生じるシナジーに関する具体的な情報がなかったこと等から、ニデック提案に関して提供された情報が、当社の株主の皆様によるインフォームド・ジャッジメントの機会を確保する観点から不十分な内容であると考え、ニデックに対して、当社の株主の皆様及び当社がニデック提案とその他の戦略的オプションを比較検討した上でニデック提案の是非につき適切な判断をするために合理的に必要な時間を確保する目的で、ニデック公開買付けの開始日を(公開買付期間を 31 営業日とする前提で)2025 年3月期に係る当社の決算発表日(以下「25 年3月期決算発表」といいます。)から約1週間後の日である同年5月9日まで延期すること、また、②ニデック公開買付けにおける買付予定数の下限が当社株式の総議決権数の50%とされており、株主の皆様を強圧性に晒すものである疑いがあることから、買付予定数の下限を当社株式の総議決権数の3分の2に設定すること等を要望

する要望書を本特別委員会から同年1月15日及び同月22日に送付したほか、当社取締役会から、ニデックの取締役会に対し、同様の要望を記した要望書を同月31日に送付するなど、ニデック公開買付けの開始を同年5月9日とすること、及び買付予定数の下限を当社株式の総議決権数の3分の2に引き上げることを、繰り返し要望してまいりました。

並行して、当社は、企業価値の最大化及び株主共同の利益の観点から最善の選択肢を模 索するため、当社のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券を通じて、複数の事業 会社や投資ファンドに対してマーケット・チェックを実施し、当社の完全子会社化に初期 的な関心を示した投資ファンド8社に対し、2025年2月上旬より、ニデック提案への対案 となる法的拘束力を有しない意向表明書の提出を打診いたしました。その後、当社は、 2025 年2月 28 日までに投資ファンド3社より、当社の完全子会社を目的とした法的拘束 力を有しない意向表明書(以下「第三者意向表明書」といいます。)を受領いたしました。 第三者意向表明書の内容を踏まえ、当社及び本特別委員会にて協議の結果、第三者意向表 明書は、公開買付価格、資金調達力、当社の完全子会社化後の経営戦略及びその支援体制、 従業員の処遇等の諸条件を踏まえ、具体性・目的の正当性・実現可能性の認められる真摯 な提案であり、デュー・ディリジェンスを通じた当社の情報開示を行うことによって、株 主共同の利益の観点でニデック提案を上回る提案を受領できる蓋然性があると判断したこ とから、2025 年3月4日、当該投資ファンド3社(以下「最終提案候補先」といいます。) に対し、2025 年4月 16 日を期限として第三者最終提案の提出を要請するとともに、2025 年3月上旬から2025年5月上旬にかけてデュー・ディリジェンス(以下「デュー・ディリ ジェンス・プロセス」といいます。)の機会を提供いたしました。なお、デュー・ディリ ジェンス・プロセスの期間中である 2025 年 4 月上旬に米国関税措置が発表され、マクロ経 済環境が大きく変化するおそれが生じたことを踏まえ、最終提案候補先が米国関税措置の 影響を精査する期間を確保するため、第三者最終提案の提出期限を、当初期限であった 2025年4月16日から同年5月7日に変更しております。

当社は、第三者最終提案の受領に際して、上記デュー・ディリジェンス・プロセス及び最終提案候補先と借入先金融機関との間の交渉等には一定期間が必要であり、ニデック公開買付けの開始日として予告されていた同年4月4日までに第三者最終提案を受領し、これについて公表することは極めて困難であると考えたことから、2025年3月10日付で、ニデックに対し、第三者最終提案を受領し、その旨を公表するまでには一定の時間を要するため、ニデック公開買付けの開始を同年5月9日まで延期するとともに、株主の皆様を強圧性に晒すことを避けるため、買付予定数の下限を当社株式の総議決権数の3分の2に引き上げるように改めて要請(以下「取締役会再要望」といいます。)いたしました。当社が取締役会再要望において同年3月14日までの回答を求めていた一方で、ニデックは、同日及び同月17日に、取締役会再要望について真摯に検討している旨を開示するに留まり、その後、当社が同月18日付「ニデックに対する『質問状(3)』への回答開示のお知らせ」において、ニデックに対し同月19日までに実質的な回答をするように要求したものの、同

日も、引き続き検討している旨を回答するに留まり、実質的な回答はなされませんでした。 そのため、当社は、ニデックが、当社の株主の皆様及び当社がニデック提案と第三者最終 提案を比較検討した上でニデック提案の是非につき適切な判断をするために必要な時間を 確保することなく、当初の予定のまま、同年4月4日にニデック公開買付けを開始する具 体的かつ切迫した懸念があるものと考え、本特別委員会の答申も踏まえて、2025年3月19 日付で本対応方針を導入しました。

本対応方針は、当社の株主の皆様及び当社が、ニデック提案と第三者最終提案を比較検討した上でニデック提案の是非につき適切な判断をするために合理的に必要な時間を確保することを唯一の目的とするものであって、ニデック公開買付けの実施そのものを妨げることを目的とするものではありません。そのため、①ニデックが2025年5月9日以降に公開買付けを開始するか、又は②ニデック公開買付けの開始前に、当社が、ニデック以外の第三者から、ニデック提案よりも実質的に有利な条件と合理的に判断される第三者最終提案を受領したことを確認した場合には、本対応方針を直ちに廃止することとしておりましたが、ニデックは①②のいずれも満たさない状況下で2025年4月4日に公開買付けを開始しました。

ニデック公開買付けの開始を受け、当社は、同年4月10日付で、ニデック公開買付けが ①当社の株主の皆様が第三者最終提案や25年3月期決算発表の内容を検討した上でニデック提案の是非につき適切な判断をするために合理的に必要な時間を確保せずに開始されたものであり、株主の皆様にこれらの検討の機会を与えないままニデック公開買付けに応募するか否かを決定させるものであること、及び②ニデック公開買付けの買付予定数の下限が当社株式の総議決権数の50%とされているために相当程度の強圧性が存する具体的な疑いがあり、ニデック公開買付けの条件が株主の皆様共同の利益を害するものであっても、応募せざるを得ない状況を生むものであると考えられたことから、当社取締役会にてニデック公開買付けに反対することを決議するとともに、本対応方針に基づき、第1回A新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てることを決議しております。

なお、その後ニデックは、同年4月16日付で東京地方裁判所に本対抗措置の差止めの仮 処分の申立て(以下「本申立て」といいます。)を実施いたしましたが、同年5月7日、 東京地方裁判所より本申立てを却下する旨の決定(当社の全面的な勝訴となる決定)がな され、その結果として、ニデックは同年5月8日付でニデック公開買付けの撤回を公表し ております。なお、ニデック公開買付けが撤回されたことから、当社は、本特別委員会の 答申を踏まえ、同年5月9日付「ニデック株式会社による当社株式に対する公開買付けの 撤回、新株予約権無償割当ての中止及び今後の見通しに関するお知らせ」に記載のとおり、 同日付で本対抗措置の発動を中止し、併せて本対応方針を廃止することを決議しておりま す。

当社は、本対応方針を通じて検討期間が確保できたことにより、デュー・ディリジェンス・プロセスを着実に進めることができ、その結果として、2025 年 5 月 7 日付で、MBK

パートナーズより、5月7日付最終提案書を受領いたしました。5月7日付最終提案書に 記載の公開買付価格は、当社株式1株当たり11,300円とされており、当該公開買付価格は、 5月7日付提案書提出日の前営業日である2025年5月2日の東京証券取引所プライム市場 における当社株式の終値(11,200円)並びに直近1ヶ月(同年4月3日から5月2日ま で)、直近3ヶ月(同年2月3日から5月2日まで)、及び直近6ヶ月(2024年11月5 日から 2025 年5月2日まで) の終値の単純平均値(11,311円(円未満を四捨五入して おります。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。)、11,563円、10,071 円)に対していずれもプレミアム(0.89%、▲0.10%、▲2.28%、12.21%)が付与され ており、また、当社株式の株価の変動のきっかけであるニデック提案が公表された 2024 年 12月27日の前営業日である2024年12月26日の終値(7,750円)並びに直近1ヶ月(同 年11月27日から12月26日まで)、直近3ヶ月(同年9月27日から12月26日まで)、 及び直近6ヶ月(同年6月 27 日から 12 月 26 日まで)の終値の単純平均値(7,112 円、 6,552円、6,313円)に対していずれもプレミアム(45.81%、58.88%、72.47%、79.00%) が付与されておりました。なお、5月7日付最終提案書は、第三者最終提案の提出期限ま でに提出された唯一の法的拘束力を有する提案となります。当社及び本特別委員会は、5 月7日付最終提案書の内容を踏まえた慎重な協議・検討の結果、2025 年5月 16 日付で、 MBK パートナーズに対し、2025年5月22日までに当社の少数株主の皆様の価値最大化の観 点から公開買付価格の引き上げを含む諸条件の再提案を行うことを要請いたしました。当 社は、5月7日付最終提案書を受領後、同年5月20日、MBKパートナーズと面談を実施し、 当社の中長期的な企業価値最大化に向けた経営方針や提案内容の実現性等について確認を 行いました。その後、当社は、2025 年 5 月 22 日付で、MBK パートナーズより、 5 月 22 日 付最終提案書を受領いたしました。5月22日付最終提案書に記載の公開買付価格は、当社 株式1株当たり 11,520 円とされており、当該公開買付価格は、5月 22 日付最終提案書提 出日の前営業日である同年5月21日の終値(9,600円)並びに直近1ヶ月(同年4月22日 から5月21日まで)、直近3ヶ月(同年2月25日から5月21日まで)、及び直近6ヶ月 (2024 年 11 月 22 日から 2025 年 5 月 21 日まで)の終値の単純平均値(10,485 円、11,175 円、10,428円)に対していずれもプレミアム(20.00%、9.87%、3.09%、10.47%)が付 与されており、また、当社株式の株価の変動のきっかけであるニデック提案が公表された 2024年12月27日の前営業日である2024年12月26日の終値(7,750円)並びに直近1ヶ 月(同年11月27日から12月26日まで)、直近3ヶ月(同年9月27日から12月26日ま で)、及び直近6ヶ月(同年6月 27 日から 12 月 26 日まで)の終値の単純平均値(7, 112 円、6,552 円、6,313 円) に対していずれもプレミアム(48.65%、61.97%、75.83%、 82.48%) が付与されておりました。なお、5月22日付最終提案書においては、5月22日 付最終提案書における提案価格の前提条件として、2025 年 5 月 22 日に開催される特別委 員会において最終候補者の選定がなされなかった場合、5月22日付最終提案書の提案内容 の撤回や変更が可能である旨が定められておりました。5月22日付最終提案書の内容につ

いて、当社及び本特別委員会にて慎重に協議した結果、①当社の少数株主の皆様の価値最 大化の観点から更なる価格の引き上げを行うこと、②公開買付契約書の主要な条項におい て、株主の皆様の利益保護の観点で当社及び当社株主の皆様に有利な形となる修正に応諾 すること、③実務上可能な限り速やかな本公開買付けの公表を目指すこと(独占交渉権付 与条件) を条件に、独占交渉権の付与が可能である旨を 2025 年 5 月 22 日付で MBK パート ナーズに伝達いたしました。それに対し、当社は、MBK パートナーズより、5月23日付で、 5月23日付最終提案書を受領するとともに、上記①から③の条件に対し応諾する旨の回答 を受領いたしました。 5月23日付最終提案書に記載の公開買付価格は、当社株式1株当た り 11,560 円とされており、当該公開買付価格は、5月 23 日付提案書提出日の前営業日で ある 2025 年 5 月 22 日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値(9,720 円) 並びに直近1ヶ月(同年4月23日から5月22日まで)、直近3ヶ月(同年2月25日から 5月22日まで)、及び直近6ヶ月(2024年11月25日から2025年5月22日まで)の終値 の単純平均値(10,388円、11,150円、10,454円)に対していずれもプレミアム(18.93%、 11.28%、3.67%、10.58%)が付与されており、また、当社株式の株価の変動のきっかけ であるニデック提案が公表された 2024 年 12 月 27 日の前営業日である 2024 年 12 月 26 日 の終値(7,750円)並びに直近1ヶ月(同年11月27日から12月26日まで)、直近3ヶ月 (同年9月27日から12月26日まで)、及び直近6ヶ月(同年6月27日から12月26日 まで)の終値の単純平均値(7,112円、6,552円、6,313円)に対していずれもプレミアム (49.16%、62.54%、76.44%、83.12%)が付与されておりました。当社及び本特別委員 会は、5月23日付最終提案書の内容及びMBKパートナーズが独占交渉権付与条件に応諾し たことを踏まえ、2025 年 5 月 23 日、MBK パートナーズに対し、独占交渉権を付与する旨を 通知いたしました。

なお、当社は、当社が最終提案の提出期限として設定していた 2025 年5月7日付で MBK パートナーズとは異なる投資ファンド1社 (以下「候補先A」といいます。) から、当社 株式に対する公開買付けにおける具体的な買付け等の価格の記載を伴う法的拘束力のない 継続意向表明書 (以下「候補先A継続意向表明書」といいます。) を受領しておりました。候補先A継続意向表明書によれば、候補先Aが、法的拘束力のある最終提案を提出するためには、当社経営陣との複数回の協議を通じ、当社株式の非公開化後の当社の経営体制及び経営方針について、候補先Aが合理的に満足できる内容で合意できること等が前提条件 (以下「候補先A継続意向表明書前提条件」といいます。) とされておりました。当社及び本特別委員会は、候補先A継続意向表明書を踏まえ、2025 年5月 16 日付で、候補先Aに対し、2025 年5月 22 日までに法的拘束力のある最終提案の提出を要請するとともに、候補先A継続意向表明書前提条件の充足のため最大限努力すべく、候補先Aと合計3回 (同年5月16日、17日、20日) の面談を実施し、当社保有資産の流動化やマネジメント体制といった当社株式の非公開化後の経営方針、及び富士吉田工場に対する増築投資の考え方について意見交換を行いました。その際、当社より候補先Aに対し、法的拘束力のあ

る最終提案の提出に際して、候補先Aが協議したいと考えている具体的な論点や、当社として協力が必要となる具体的な事項について確認を行いましたが、候補先Aからは明確な回答は得られませんでした。その後、2025 年 5 月 22 日、当社は、候補先Aより、当社が候補先Aに対し要請していた 2025 年 5 月 22 日付での法的拘束力のある最終提案の提出は困難であること、候補先A継続意向表明書に記載の内容を維持し、当社との継続的な協議を希望すること等の連絡を受領いたしました。当社及び特別委員会としては、慎重に検討の上、以下の理由に基づき、MBKパートナーズの提案が最善であり、MBKパートナーズをパートナーとして本取引を進めることが今後の当社の企業価値向上及び一般株主の利益最大化に資するとの結論に至り、上記のとおり、2025 年 5 月 22 日、MBKパートナーズが独占交渉権付与条件に応諾することを前提に、MBKパートナーズに独占交渉権を付与することを判断いたしました。なお、当社は、2025 年 5 月 23 日、MBKパートナーズが独占交渉権付与条件に応諾したことを踏まえ、MBKパートナーズに対して独占交渉権を付与する旨を通知するとともに、候補先Aとの協議を正式に中断する旨を通知しております。

- (ア) MBK パートナーズの成長戦略を含む本取引実施後の経営戦略の内容が当社及び当社 の事業への深い理解に基づくものであり、候補先Aと比較して具体的かつ実現可能 性が高く、当社株式の非公開化後の企業価値向上が最も期待されるものであったこと
- (イ) 当社としては、候補先Aからの法的拘束力のある最終提案の受領のために必要十分な情報を提供することを目的に、デュー・ディリジェンス・プロセスの中で、候補先Aの要請に応じて MBK パートナーズと比較して2倍以上に上る数の質問に回答し、また相当数の当社役職員との面談機会を提供すること等を通じて最大限の努力を行ってきたにもかかわらず、候補先Aからは引き続き法的拘束力を有していない候補先A継続意向表明書しか提出されず、また法的拘束力のある最終提案の提出のために、当社として協力が必要となる事項が具体的に示されない状況が2週間以上にわたり継続していたこと
- (ウ) MBK パートナーズの 5月 22 日付最終提案書において、2025 年 5月 22 日中に最終候補者の選定がなされなかった場合、 5月 22 日付最終提案書の提案内容の撤回や変更が可能であると定められている状況下において、 (イ) に記載の経緯を踏まえて、当社及び本特別委員会として速やかに合意可能な法的拘束力のある最終提案が候補先Aから提出される蓋然性は高くなく、当該提案を待ち続けることによって MBKパートナーズの 5月 22 日付最終提案書が撤回又は変更され、最終的に合意される公開買付価格が当社の少数株主の皆様の価値最大化に繋がらない結果となることが懸念されたこと
- (エ) 当社として、ニデック提案を端緒に当社の企業価値向上の選択肢を追求する中で、 当社のお客様や株主の皆様のためにも、迅速に新たなパートナーとともに当社株式

の非公開化を達成し、経営の安定性を高めた上で、中長期的な企業価値向上に取り 組める体制を早期に構築することが重要と考えたこと

MBK パートナーズによる 5月23日付最終提案書における提案価格である11,560円は、独 占交渉権の付与を決定した 2025 年 5 月 23 日時点で、候補先A継続意向表明書に記載され た価格を上回る最も高い提案価格であり、当社及び本特別委員会としては、当社の少数株 主の皆様の価値最大化を最大限に追求した結果としての価格であると考えておりました。 その後、同月 27 日、一部報道にて MBK パートナーズが当社に対し買収提案を行っていると の報道がなされたことから、同日付「当社に関する一部報道及びホワイトナイト候補によ る法的拘束力を有する提案の受領について」に記載のとおり、当社としては、MBK パート ナーズとの交渉を早期に進め、最終合意に至ることを目指している旨を公表しております。 しかしながら、当社は、第三者最終提案の提出期限であった同年5月7日から約3週間 を経過した同年5月29日、候補先Aより法的拘束力のある提案(以下「候補先A対抗提案」 といいます。)を受領いたしました。候補先A対抗提案に記載の公開買付価格は、当社株 式1株当たり11,750円とされており、MBKパートナーズによる5月23日付最終提案書にお ける提案価格を上回っておりました。当社及び本特別委員会は、候補先A対抗提案を踏ま えて協議の結果、以下の理由に基づき、2025年5月30日、MBKパートナーズに対し、提案 価格を候補先A対抗提案における公開買付価格である1株当たり 11,750 円以上に引き上げ ることを再度要請するともに、MBK パートナーズとの交渉を継続し、速やかに最終合意に 至ることを目指すことといたしました。

- (ア)当社は株主の皆様の利益最大化及び最終提案候補先の公正な選定のため、候補先Aを含む最終提案候補先に対し、複数回にわたり法的拘束力のある最終提案を提出する機会を提供してきた中、候補先Aからはそのいずれの機会においても法的拘束力のある最終提案を行われず、当社が MBK パートナーズに対して独占交渉権を付与した後になって、一方的に候補先A対抗提案が提出されたこと
- (イ)当社としては、(ア)のとおりの候補先Aの行動は、当社株式の非公開化後に企業価値の向上に取り組むパートナーとしての信頼関係の構築は難しいと考えられること、また、候補先A対抗提案における当社株式の非公開化後の経営方針は、重要な点において当社との継続的な協議を続けていくこととされており、MBKパートナーズによる提案の方が具体性や実現可能性の観点で優れていると考えたこと
- (ウ) 候補先A対抗提案に記載の候補先Aが当社株式に対する公開買付けを公表するための前提条件、及び候補先Aから提示されている公開買付契約の内容等を総合的に考慮すると、候補先Aとの合意形成に至るまでには相応の時間を要することが想定され、MBK パートナーズによる提案価格と候補先A対抗提案における提案価格の差が190 円の違いであって僅少であることから、既に独占交渉権を有する MBK パートナーズとの間で速やかに最終合意を目指すことが、経済条件及び売却機会の実現までの時間軸の両面において、当社の株主の皆様の利益の最大化に資すると判断した

こと

その後、当社は、MBK パートナーズより、2025 年6月3日付で、6月3日付最終提案書 を受領いたしました。6月3日付最終提案書に記載の公開買付価格は、当社株式1株当た り 11, 751 円とされており、当該公開買付価格は、6月3日付最終提案書提出日の前営業日 である同年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値(11,250円) 並びに直近1ヶ月(同年5月7日から6月2日まで)、直近3ヶ月(同年3月3日から6 月2日まで)、及び直近6ヶ月(2024年12月3日から2025年6月2日まで)の終値の単 純平均値(10,166 円、11,076 円、10,663 円)に対していずれもプレミアム(4.45%、 15.59%、6.09%、10.21%)が付与されており、また、当社株式の株価の変動のきっかけ であるニデック提案が公表された 2024 年 12 月 27 日の前営業日である 2024 年 12 月 26 日 の終値(7,750円)並びに直近1ヶ月(同年11月27日から12月26日まで)、直近3ヶ月 (同年9月27日から12月26日まで)、及び直近6ヶ月(同年6月27日から12月26日 まで)の終値の単純平均値(7,112円、6,552円、6,313円)に対していずれもプレミアム (51.63%、65.22%、79.36%、86.14%)が付与されておりました。当社及び本特別委 員会は、MBK パートナーズによる6月3日付最終提案書の提案価格が、候補先A対抗提案 における提案価格である11,750円を上回ることから、6月3日付最終提案書における提案 価格は、当社の株主の皆様の価値最大化を最大限に追求した価格であり、応募推奨の意見 を表明できる水準であると判断しております。本特別委員会における判断の詳細は、下記 「(6)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社 における独立した特別委員会の設置及び本特別委員会からの答申書の取得」をご参照くだ さい。また、当社及び本特別委員会は、MBK パートナーズとの間で公開買付契約書の内容 について協議を行い、2025年6月3日付で合意に至っております。

(ii) 当社の判断

以上の経緯の下、当社は、本日開催の取締役会において、西村あさひ法律事務所から受けた法的助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言、野村證券から 2025 年 6 月 2 日付で取得した株式価値算定書(以下「株式価値算定書(野村證券)」といいます。)及び本特別委員会から 2025 年 6 月 3 日付で受領した答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討を行いました。当社は、MBK パートナーズより 5 月 7 日付最終提案書を受領して以降、MBK パートナーズと複数回の協議を行い、MBK パートナーズの考える本取引実行後の経営方針や成長戦略について説明を受けました。当社は、1937 年の創業以来、「クオリティ・ファースト」の経営理念の下、お客様との信頼関係の構築こそが重要であるとの一貫した考えに基づき事業に取り組んでまいりました。MBK パートナーズはそうした当社の理念を理解し、当社の製品及びサービスの付加価値をさらに高めるための支援をいただけるとのことであり、本取

引後も変わることなくお客様のお困りごとの解決に真摯に向き合い続けることができるも のと考えております。

さらに、MBK パートナーズの過去の投資経験等を踏まえた経営ノウハウ、人材面及び資 金面からの支援を受けることにより、当社開示事業計画の達成の蓋然性をより高め、当社 の企業価値の向上を実現できると考えました。当社は、MBK パートナーズより、韓国を代 表する工作機械メーカである Doosan Machine Tools 社への投資の中で、製品の高付加価値 化と生産キャパシティの拡張を通じた収益性向上や、効率的かつ機能的な販売管理体制の 構築を通じた生産性の向上に取り組むことを通じ、工作機械業界に対する深い知見を有し ているとの説明を受けております。当社は、上記「② 公開買付者が本公開買付けの実施 を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「(i)当社の概要」に記載のと おり、2030年3月期の目標売上高2,900億円、目標営業利益率を12.5%とする当社開示事 業計画を策定し、特に収益性及び資産効率の向上を柱とした成長戦略の実現を掲げており ます。具体的には、成長市場へのタイムリーな新製品導入、大型機・5軸機の拡充による 売上単価の向上、独自技術を生かした自働化装置やソフトウェア等の複合提案の強化、新 PLMによる新機種立ち上げ期間の短縮、大型機・放電加工機へのモジュール生産方式の 導入による組立リードタイムの短縮等を通じた収益性の向上、及び生産設備や人的資本へ の投資を通じた生産性強化、保有投資有価証券の売却、在庫の適正化とオペレーション改 善等を通じた資産効率の向上を企図しているところ、MBK パートナーズの工作機械業界に おける知見と過去の投資経験に基づく支援を受けることで、当社開示事業計画の掲げる収 益性と資産効率の向上の実現確度を高め、企業価値向上を実現できるものと考えました。

加えて、当社は、以下の点等から、本公開買付価格は、当社の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の少数株主に対して、適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

- (ア)本公開買付価格は、下記「(3)算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の野村證券による当社株式に係る株式価値算定結果のうち、市場株価平均法(基準日①)及び市場株価平均法(基準日②)による算定結果のレンジの上限を上回っており、類似会社比較法よる算定結果のレンジの範囲内の水準であり、且つディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定結果のレンジの中央値を上回り、その範囲内の水準であること(「基準日①」及び「基準日②」は下記「(3)算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(ii)算定の概要」に定義します。以下同じです。)
- (イ)本公開買付価格は、下記「(3)算定に関する事項」の「②本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のJPモルガン証券による当社株式に係る株式価値算定結果のうち、市場株価平均法(基準日①)及

- び市場株価平均法(基準日②)による算定結果のレンジの上限を上回っており、類似会社比較法及びDCF法による算定結果のレンジの範囲内の水準であること
- (ウ)本公開買付価格は、ニデック提案の公表による影響を受けていないと考えられる 2024 年 12 月 26 日の東京証券取引所における当社株式の終値 7,750 円に対して 51.63%、同日までの直近 1ヶ月間の終値の単純平均値 7,112 円に対して 65.22%、同日までの直近 3ヶ月間の終値の単純平均値 6,552 円に対して 79.36%、同日までの直近 6ヶ月間の終値の単純平均値 6,313 円に対して 86.14%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、「公正なM&Aの在り方に関する指針」が公表された 2019 年 6 月 28 日以降に公表の国内上場企業を対象とし、かつ、成立した、非公開化を企図した他社株公開買付けの事例(特別関係者を含む公開買付者の議決権保有比率が一定以上である取引、MBO取引を除く。)188 件におけるプレミアム水準の中央値(公表日前営業日終値に対して 44.8%、直近 1ヶ月間の終値単純平均値に対して 45.8%、直近 3ヶ月間の終値単純平均値に対して 47.9%、直近 6ヶ月間の終値単純平均値に対して 50.3%)と比較しても遜色ない水準であり、本公開買付価格には合理的なプレミアムが付されていると判断できること
 - (注) なお、本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である 2025 年 6 月 2 日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 11,250 円に対して 4.45%、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値に対して 15.59%、同日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値に対して 6.09%、同日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して 10.21%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっておりますが、同日時点の当社の株価はニデック提案の公表による影響を受けていることから、当社は、プレミアムの分析において、ニデック提案が公表される前の株価との比較を重視しております。
- (エ)下記「(6)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に 記載の本公開買付けの公正さを担保するための措置が十分に講じられていること
- (オ)本特別委員会から取得した答申書において、下記「(6)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び本特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当であると判断されていること

なお、一般に、株式の非公開化に伴うデメリットとしては、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達ができなくなることや、知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを享受できなくなることが挙げられます。 もっとも、資金調達の面では、当社の現在の財務状況を考慮すると自己資金及び金融機関 からの借入れ等によって資金を確保することが可能であり、公開買付者による資金面での 支援も可能であることから、当面の間はその必要性は高くなく、また、知名度や社会的信 用の向上についても、本取引後も当社の名称やブランドは維持されることから、当社にお ける株式の非公開化に伴うデメリットは限定的と考えております。

以上より、当社は、本日開催の取締役会において、現時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。なお、本公開買付けは、本公開買付前提条件が充足された日(又は公開買付者により放棄された日)以降、公開買付者及び当社が別途合意する日において開始される予定であり、本日現在、2025 年 12 月上旬までを目途に本公開買付けを開始することを目指しているとのことですが、本クリアランスの取得に要する期間を正確に予想することは困難とのことであるため(公開買付者は、本公開買付けの日程の詳細について決定次第速やかにお知らせするとのことです。)、当社は、上記取締役会において、本特別委員会に対し、本答申書の答申内容に変更がないかを検討し、当社取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及び、その意見を踏まえ、本公開買付けが開始される際に、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しております。

(3) 算定に関する事項

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うに当たり、当社取締役会における意思決定の公正性を担保するために、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である野村證券に対し、当社の株式価値の算定を依頼し、2025 年6月2日付で株式価値算定書(野村證券)を取得いたしました。

野村證券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本特別委員会は、第2回の特別委員会において、野村證券の独立性及び専門性に問題がないことを確認し、当社の第三者算定機関とすることを承認しています。なお、当社は、下記「(6)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、当社及び公開買付者において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

本取引に係る野村證券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に当社に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって野村證券の独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により野村證券を当社のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。

(ii) 算定の概要

野村證券は、本公開買付けにおいて、複数の算定手法の中から当社の株式価値算定に当たり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場していることから市場株価平均法を、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社の株式価値が類推可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を用いて、当社の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から2025年6月2日付で株式価値算定書(野村證券)を取得しております。

株式価値算定書(野村證券)において、上記各手法に基づいて算定された当社株式の1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法(基準日①): 6,313 円から 7,750 円 市場株価平均法(基準日②): 10,166 円から 11,250 円 類似会社比較法: 10,859 円から 14,854 円 DCF法: 8,842 円から 14,533 円

市場株価平均法では、ニデック提案の公表による株価への影響を排除するため、係る公表の影響を受けていないと考えられる 2024 年 12 月 26 日(以下「基準日①」といいます。)を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日①の終値7,750 円、基準日①までの直近5 営業日の終値単純平均値7,594 円、基準日①までの直近1ヶ月間の終値単純平均値7,112 円、基準日①までの直近3ヶ月間の終値単純平均値6,552 円及び基準日①までの直近6ヶ月間の終値単純平均値6,313 円を基に当社株式の1 株当たりの株式価値の範囲を6,313 円から7,750 円まで、並びに2025 年6月2日(以下「基準日②」といいます。)を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日②の終値11,250 円、基準日②までの直近5 営業日の終値単純平均値11,080 円、基準日②までの直近1ヶ月間の終値単純平均値10,166 円、基準日②までの直近3ヶ月間の終値単純平均値11,076 円及び基準日②までの直近6ヶ月間の終値単純平均値10,663 円を基に当社株式の1 株当たりの株式価値の範囲を10,166 円から11,250 円までと算定してお

ります。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を10,859円から14,854円までと算定しております。

DCF法では、当社が作成した 2026 年 3 月期から 2030 年 3 月期までの事業計画(以下「本事業計画」といいます。)や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が 2026 年 3 月期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて、当社の株式価値を算定し、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 8,842 円~14,533 円までと算定しております。なお、DCF法による分析において前提とした本事業計画においては、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2025 年 3 月期から 2026 年 3 月期にかけて、富士吉田工場の増築や昆山工場の改修等に伴う設備投資の増加により大幅に減少、その後、2026 年 3 月期から 2027 年 3 月期にかけて、前年に見込まれていた設備投資が剥落することにより大幅に増加、2027 年 3 月期から 2028 年 3 月期にかけて、成長市場への新製品投入等による売上高の増加や機械・自動化機器・ソフトウェアなどの独自技術の複合提案等による営業利益の拡大等により大幅に増加することを見込んでおります。

野村證券がDCF法による算定に用いた本事業計画においては、本取引により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、加味しておりません。

- (注)野村證券は、当社の株式価値の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。当社及びその関係会社の資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。本事業計画については、当社の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は、2025年6月2日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、当社の取締役会が当社の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。
- ② 本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
 - (i) 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

本特別委員会は、本特別委員会への諮問事項について検討するに当たり、当社、公開買付者及びニデックから独立した第三者算定機関として、本特別委員会独自のフィナンシャル・アドバイザーである JP モルガン証券に対し、当社の株式価値の算定を依頼するとともに、本公開買付価格が当社株式の所有者(公開買付者、MBK パートナーズ株式会社及びそれらの関係者を除きます。)にとって財務的見地から公正である旨の意見書(以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。)の提出を依頼いたしました。本特別委員会は、2025 年6月3日付で JP モルガン証券より株式価値算定書(以下「株式価値算定書(JP モルガン証券)」といいます。)及び本フェアネス・オピニオンを取得いたしました。株式価値算定書(JP モルガン証券)及び本フェアネス・オピニオンは、本特別委員会が本取引を検討するに当たり、本特別委員会に情報を提供し支援することのみを目的として作成されたものです。なお、JP モルガン証券は、当社、公開買付者及びニデックの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引及びニデック公開買付けを含むニデック取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

(ii) 算定の概要

JP モルガン証券は、当社の財務状況、当社株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値算定に当たり採用すべき算定手法を検討の上、当社に市場株価が存在することから市場株価平均法を、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を算定手法として用いて当社株式の株式価値の算定を行いました。

JP モルガン証券により、上記各手法に基づいて算定された当社株式の1株当たりの株式 価値の算定レンジは以下のとおりです。

市場株価平均法(基準日①): 6,313 円から 7,750 円 市場株価平均法(基準日②): 10,166 円から 11,250 円 類似会社比較法: 7,780 円から 13,453 円 DCF法: 10,110 円から 13,642 円

市場株価平均法では、ニデック提案の公表による株価への影響を排除するため、ニデックがニデック提案を公表した前日に当たる2024年12月26日(以下「基準日①」といいます。)を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日①の終値7,750円、基準日①までの直近1ヶ月間の終値単純平均値7,112円、基準日①までの直近3ヶ月間の終値単純平均値6,552円及び基準日①までの直近6ヶ月間の終値単純平均値6,313円を基に当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を6,313円から7,750円まで、

並びに 2025 年 6 月 2 日 (以下「基準日②」といいます。) を算定基準日として、東京証券 取引所プライム市場における当社株式の基準日②の終値 11,250 円、基準日②までの直近 1ヶ月間の終値単純平均値 10,166 円、基準日②までの直近 3ヶ月間の終値単純平均値 11,076 円及び基準日②までの直近 6ヶ月間の終値単純平均値 10,663 円を基に当社株式の 1株当たりの株式価値の範囲を 10,166 円から 11,250 円までと算定しております。

類似会社比較法では、当社と類似する事業を営む上場会社の市場株価及び収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を算定し、当社の1株当たりの株式価値の範囲を7,780円から13,453円までと算定しております。

DCF法では、当社が作成し、本特別委員会が JP モルガン証券が使用することについて 了承した、当社の 2026 年3月期から 2030 年3月期までの事業計画(以下「本事業計画等」 といいます。)及び財務予測、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開され た情報等の諸要素を前提として、当社が 2026 年3月期以降に創出すると見込まれるフ リー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて、当社の株式価値を 算定し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を 10,110 円~13,642 円までと算定して おります。なお、DCF法による分析において前提とした本事業計画等においては、対前 年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、フ リー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具 体的には、2025 年3月期から 2026 年3月期にかけて、富士吉田工場の増築や昆山工場の 改修等に伴う設備投資の増加により大幅に減少、2026 年3月期から 2027 年3月期にかけ て、前年に見込まれていた設備投資が剥落することにより大幅に増加、並びに2027年3月 期から 2028 年 3 月期及び 2028 年 3 月期から 2029 年 3 月期にかけて、成長市場での売り上 げ拡大や機械・自動化機器・ソフトウェアなどの独自技術の複合提案等による営業利益の 拡大、また、在庫最適化による運転資金の改善等により大幅に増加することを見込んでお ります。

JP モルガン証券がDCF法による算定に用いた本事業計画等においては、本取引及びニデック提案の実行により実現することが期待されるシナジー効果については加味しておりません。

(注) JP モルガン証券は、本フェアネス・オピニオンに記載された意見の表明及びその基礎となる株式価値算定書(JP モルガン証券)における当社株式の株式価値の算定を行うに当たり、公開情報、本特別委員会、当社若しくは公開買付者から提供を受けた情報、又は本特別委員会、当社若しくは公開買付者と協議した情報、及び JP モルガン証券が検討の対象とした、又は JP モルガン証券のために検討されたその他の情報等の一切が正確かつ完全であることを前提としており、独自にその正確性及び完全性について検証を行ってはおりません(また、独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません。)。JP モルガン証券は、公開買付者又は当社のいかなる資産及び負債についての評価又は査定も行ってお

らず、また、そのような評価又は査定の提供も受けておらず、さらに、JP モルガン証券は、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での公開買付者又は当社の信用力についての評価も行っておりません。JP モルガン証券は、当社から提出された、又はそれらに基づき算出された財務分析又は予測に依拠するにあたっては、それらが、当該分析又は予測に関連する当社の将来の業績や財務状況に関する当社の経営陣の現時点での最善の見積もりと判断に基づいて合理的に作成されていることを前提としております。JP モルガン証券は、かかる分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。また、JP モルガン証券は、本公開買付け及び本公開買付契約において公開買付者が行うことを企図していると記載されている全ての取引(以下「本公開買付け等」といいます。)が本公開買付契約に記載されたとおりに実行されることを前提としております。JP モルガン証券は、法務、当局による規制、税務、会計等の事項に係る専門家ではなく、それらの点については本特別委員会のアドバイザーの判断に依拠しております。さらに、JP モルガン証券は、本公開買付け等の実行に必要な全ての重要な政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、当社又は本公開買付け等の実行により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されることも前提としております。

本フェアネス・オピニオン及びその基礎となる株式価値算定書(JP モルガン証券)の算 定結果は、必然的に、本フェアネス・オピニオンの日付現在で JP モルガン証券が入手して いる情報及び同日現在の経済、市場、その他の状況に基づいております。同日より後の事 象により、本フェアネス・オピニオン及びその基礎となる株式価値算定書(JP モルガン証 券)の算定結果が影響を受けることがありますが、JP モルガン証券はその分析及び意見を 修正、変更又は再確認する義務は負いません。本フェアネス・オピニオンは、本公開買付 価格が、一定の前提条件の下、当社株式の所有者(公開買付者、MBK パートナーズ株式会 社及びそれらの関係者を除きます。)にとって財務的見地から公正であることについての 意見を表明するにとどまり、当社のいかなる種類の有価証券の保有者、債権者、その他の 構成員にとって本公開買付けにおける本公開買付価格が公正であることについての意見を 述べるものではなく、また、本公開買付け等を実行するという当社の決定の是非について 意見を述べるものではありません。また、JP モルガン証券は、本公開買付け等のいかなる 当事者の役員、取締役若しくは従業員、又はいかなる役職につく関係者についても本公開 買付け等における本公開買付価格に関連する報酬の金額又は性質に関して意見を述べるも のではなく、又は当該報酬が公正であることに関して意見を述べるものではありません。 さらに、JP モルガン証券は、将来において取引される当社株式の価格に関し、意見を述べ るものではありません。また、JP モルガン証券は、本公開買付け等又はそれに関連する事 項について、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募すること又はしないこと、当 社の株主の皆様がどのように行動すべきかについて何ら意見を述べ又は推奨するものでも ありません。

また、本フェアネス・オピニオン及びその基礎となる株式価値算定書(JP モルガン証券)の算定結果は、当社又は当社の取締役会に対し特定の買付価格について推奨するものではなく、また特定の買付価格が唯一の適切な買付価格であることについて推奨するものでもありません。

JP モルガン証券による当社株式の株式価値の分析及び本フェアネス・オピニオンに関連して、当社から JP モルガン証券に対して提出された本事業計画及び財務予測(以下「本件財務予測等」といいます。)は、JP モルガン証券が使用することについて本特別委員会が了承したものです。なお、当社は、本件財務予測等の全てを一般に公表しているわけではなく、また、本件財務予測等の全でが、一般に公開することを目的として作成されているわけではありません。本件財務予測等は、本質的に不確実であり、かつ当社の経営陣が管理あるいは制御できない多くの変数及び前提条件(一般経済、競争条件及び現行利子率に関係する要因を含みますが、これらに限られません。)に依拠しております。そのため、実際の業績は、本件財務予測等と大幅に異なる可能性があります。

本フェアネス・オピニオンに記載された意見の表明並びにその基礎となる株式価値算定 書(JP モルガン証券)の算定の結果及びその算定の手法の概要に係る記載は、JP モルガン 証券による分析又は参考にしたデータを全て記載したものではありません。本フェアネ ス・オピニオン及び株式価値算定書(JP モルガン証券)は複雑な過程を経て作成されてい るため、その分析結果の一部又は要約の記載は必ずしもその分析の内容全てを正確に表す ものではありません。JP モルガン証券の分析結果は全体として考慮される必要があり、そ の分析結果を全体として考慮することなく、その一部又は要約のみを参考にした場合、JP モルガン証券の分析及び意見の基礎となる過程について必ずしも正確な理解を得ることが できない可能性があります。JP モルガン証券は、その意見を表明するに当たり、各分析及 び要因を総合的かつ全体的に考慮しており、特定の分析又は要因に特別な比重を置いてお らず、また、個別に検討した各分析又は各要因についてそれぞれが、IPモルガン証券の意見 の根拠となったか、また、どの程度の根拠となったかについての意見は述べておりません。 また、分析に際して比較対象として検討された会社はいずれも、JP モルガン証券による分 析の目的上、(場合により)当社と類似すると考えられる事業に従事するという公開会社 であるという理由により選択されたものですが、当社の事業部門又は子会社と同一ではあ りません。従って、JP モルガン証券による分析は、当社との比較対象として検討された会 社の財務及び事業上の特性の相違、並びにこれらの会社に影響を及ぼす可能性のあるその 他の要因に関する、複雑な検討及び判断を必然的に含んだものになっております。

JP モルガン証券は、本特別委員会のフィナンシャル・アドバイザーであり、かかるフィナンシャル・アドバイザーとしての業務の対価として当社から報酬を受領する予定ですが、 当該報酬は本公開買付け等が実行されるか否かにかかわらず発生します。さらに、当社は、

かかる業務に起因して生じ得る一定の債務について JP モルガン証券を補償することに同意 しております。本フェアネス・オピニオンの日付までの2年間において、IP モルガン証券 及びその関係会社は、当社のために財務アドバイザリー業務その他の重要な商業銀行業務 又は投資銀行業務を行ったことはありません。本フェアネス・オピニオンの日付までの2 年間において、JP モルガン証券及びその関係会社は、公開買付者の親エンティティである MBK パートナーズ株式会社及びその関係会社のために投資銀行業務を行い、JP モルガン証 券及びその関係会社は通常の報酬を受領しております。かかる業務には、2024 年7月に完 了したアリナミン製薬株式会社の買収における MBK パートナーズ株式会社の買い手側アド バイザーや 2023 年 5 月に完了した MBK パートナーズ株式会社及びその関係会社の投資先企 業であるLotte Card Co., Ltd.による、同社の完全子会社であるLoca Mobility Corp.の 売却における売り手側アドバイザーとしての業務が含まれています。さらに、JP モルガン 証券及びその関係会社は、本日現在、自己勘定で当社の発行済普通株式の1%未満を保有 しております。JP モルガン証券及び JP モルガン証券の関係会社は、その通常の業務にお いて、当社又は MBK パートナーズ株式会社及びその関係会社若しくはそれらの投資先企業 が発行した債券又は株式の自己勘定取引又は顧客勘定取引を行うことがあり、従って、IP モルガン証券及び IP モルガン証券の関係会社は随時、これらの有価証券その他の金融商品 の買持ちポジション又は売持ちポジションを保有する可能性があります。

(4)上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載する手続に従って、当社株式の全てを所有することを予定しているとのことですので、その場合、当社株式は、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することを目的として、本スク

イーズアウト手続を実施することを予定しているとのことです。

① 株式等売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主(公開買付者及び当社を除きます。)の全員(以下「売渡株主」といいます。)に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。)する予定とのことです。株式売渡請求においては、当社株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定とのことです。この場合、公開買付者は、その旨を当社に通知し、当社に対し株式売渡請求の承認を求める予定とのことです。当社がその取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、当社の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主の全員からその所有する当社株式の全部を取得するとのことです。この場合、売渡株主がそれぞれ所有していた当社株式1株当たりの対価として、公開買付者は、当該各売渡株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定とのことです。

なお、当社は、公開買付者より株式売渡請求をしようとする旨及び会社法第 179 条の 2 第 1 項各号の事項について通知を受けた場合には、当社取締役会において株式売渡請求を承認する予定です。

株式売渡請求に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社 法第 179 条の8その他関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募されなかった当社の 株主の皆様(公開買付者及び当社を除きます。)は、裁判所に対して、その所有する当社 株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、上記 申立てがなされた場合の当社株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになり ます。

② 株式併合

本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき、当社株式の併合を行うこと(以下「本株式併合」といいます。)及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に対して要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株

式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご 承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の当社株式を所有することとなります。本 株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた 当社の株主の皆様に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該 端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てら れます。)に相当する当社株式を当社又は公開買付者に売却することによって得られる金 銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格につい ては、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様(公開買付者 及び当社を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所 有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任 意売却許可の申立てを行うことを当社に対して要請する予定とのことです。また、当社株 式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者が当社の発行済株式の全て (ただし、当社が所有する自己株式を除きます。) を所有することとなるよう、本公開買 付けに応募されなかった当社の株主の皆様(公開買付者及び当社を除きます。)の所有す る当社株式の数が1株に満たない端数となるように決定するように要請する予定とのこと です。当社は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる 予定です。本公開買付が 2025 年 12 月上旬に開始できた場合で、本臨時株主総会を開催す る場合、2026 年3月頃を目途に開催する予定ですが、その具体的な手続及び実施時期等に ついては、公開買付者と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の4及び第 182 条の5 その他の関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様(公開買付者及び当社を除きます。)は、当社に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して当社株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

なお、上記申立てがなされた場合の当社株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記の株式売渡請求及び株式併合の各手続については、関係法令の改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があるとのことです。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の各株主(公開買付者及び当社を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と協議 の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、当社の株主の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(6)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本日現在、MBK パートナーズ及び公開買付者は、当社株式を所有しておらず、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当いたしません。また、本公開買付けは、公開買付者が当社の役員である公開買付けや、公開買付者が当社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当社の役員と利益を共通にする者である公開買付けに該当せず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)取引にも該当いたしません。

もっとも、本公開買付けは当社株式を非公開化することを目的の一環として実施されることに加え、本公開買付けを含む本取引が、ニデック提案を契機に、当社による企業価値の最大化に向けたあらゆる戦略的オプションの検討の結果として行われるものであることを考慮し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性のおそれを排除し、本取引の公正性及び透明性を確保するため、以下の措置を講じております。

また、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関として、野村證券に対し、当 社株式の株式価値の算定を依頼し、2025 年 6 月 2 日付で株式価値算定書(野村證券)を取 得いたしました。詳細については、上記「(3)算定に関する事項」の「① 当社におけ る独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

② 当社における独立したリーガル・アドバイザーからの助言

当社は、当社及び公開買付者から独立した、主に日本法務に関するリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所、米国法務に関するリーガル・アドバイザーとしてSullivan & Cromwell を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、西村あさひ法律事務所及びSullivan & Cromwell は、当社及び公開買付者の関連 当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、西村あ さひ法律事務所及びSullivan & Cromwell に対する報酬には本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び本特別委員会からの答申書の取得

(i) 特別委員会の設置等の経緯

当社は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社の企業価値の向上及び一般株主の利益を図る立場から、当社取締役会による恣意的な判断を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2025年1月10日付で増田直史氏、山崎広道氏、髙橋一夫氏、高井文子氏の社外取締役4名から構成される本特別委員会を設置いたしました。なお、本特別委員会の委員は、いずれも当社及び公開買付者との利害関係を有しない独立社外取締役により構成されております。本特別委員会の委員長は、委員の互選により髙橋一夫氏が選任されており、本特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。また、本特別委員会の委員の報酬は答申内容にかかわらず、本特別委員会への出席回数に応じて算出される報酬を支払うものとされており、成功報酬は採用しておりません。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2025年1月10日より2025年6月3日までの間に合計26回開催され、報告、審議、意思決定等が行われたほか、各会日間においても、随時電子メール等による意見交換も行うなどして、本取引及びニデック取引について慎重に協議及び検討を行いました。

かかる検討に当たり、本特別委員会は、独自のフィナンシャル・アドバイザーとして JP モルガン証券、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を外部アドバイザーとして選定・起用しております。かかる外部アドバイザーは、いずれも当社、公開買付者及びニデックの関連当事者には該当せず、本公開買付け及びニデック公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

その上で、本特別委員会は、当社から、本取引及びニデック取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等について適時に報告を受けた上で、本特別委員会独自の外部アドバイザーである JP モルガン証券及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を受けつつ、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引及びニデック取引の検討過程に実質的に関与しております。

また、本特別委員会は、本事業計画について、当社からその内容、前提条件及び作成経緯等について説明を受け、その合理性を確認するとともに、本事業計画に基づく当社の株

式価値の算定結果について、野村證券及びJPモルガン証券より説明を受けております。

(iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた 法的見地からの助言及び JP モルガン証券から受けた財務的見地からの助言並びに 2025 年 6月3日付で提出を受けた株式価値算定書 (JP モルガン証券) の内容を踏まえつつ慎重に 協議・検討を重ねた結果、同年6月3日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、 大要以下の内容の本答申書を提出しております。

I. 諮問事項

- (a) パートナー候補による資本提携を含むあらゆる戦略的オプション (以下「本オプション」という。) の目的の公正性及び合理性
- (b) 本オプションの条件の合理性
- (c) 本オプションに係る手続の公正性
- (d) (a) 乃至(c) を踏まえて、本オプションが当社の中長期的な企業価値及び一般株主の利益の最大化に資するものであるか

II. 答申内容

- (a) 本オプションの目的の公正性及び合理性は、認められる。
- (b) 本オプションの条件の合理性は、認められる。
- (c) 本オプションに係る手続の公正性は、認められる。
- (d) (a) 乃至(c) を踏まえて、本オプション(本スクイーズアウト手続を含む。)を採用する旨の決定は当社の少数株主にとって不利益なものではなく、当社の中長期的な企業価値及び一般株主の利益の最大化に資するものであると認められる。

III. 答申理由

- A. 本オプションの目的の公正性及び合理性
- (a) 本取引によって想定される企業価値向上策

本プレスリリース及び本特別委員会と MBK パートナーズとの間の 2025 年 5 月 13 日付面談等によれば、本公開買付け後に、MBK パートナーズが想定する企業価値向上策は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 本公開買付け及び本取引後の経営方針」に記載のとおりであり、MBK パートナーズが想定する企業価値向上策を踏まえた当社の企業価値向上の実現の想定は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ii)当社の判断」に記載のとおりである。

当社は、MBKパートナーズから5月7日付最終提案書を受領して以降、MBKパートナーズとの間で協議を行い、MBKパートナーズの考える本取引実行後の経営方針や成長戦略について説明を受けた上で、MBKパートナーズの成長戦略を含む本取引実施後の経営戦略の内容が当社及び当社の事業への深い理解に基づくものであると認識している。また、当社は、MBKパートナーズにおいて想定されている企業価値向上策の内容は、当社開示事業計画の掲げる収益性と資産効率の向上の実現確度を高め、企業価値向上を実現できるものであると評価している。

本特別委員会は、これらの当社の説明について、当社の従前の企業価値向上策と 矛盾するものではなく、また、明らかに客観的に反している事実も見当たらず、合 理的なものであると考える。

(b) 本取引によって想定されるデメリットの有無

上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ii)当社の判断」に記載のとおり、本取引による当社におけるデメリットが存在する。しかしながら、当社の現在の財務状況を考慮すると、自己資金及び金融機関からの借入れによって資金を確保することが可能であることから、資金調達に対する影響は限定的であると当社は考えている。また、公開買付者による資金面での支援も可能であることから、当面の間は金融機関からの借入れの必要性は高くないとも考えている。

さらに、当社と取引先の信頼関係は既に一定程度構築されており、知名度や社会的信用の向上については本取引後も当社の名称やブランドは維持されることから、 当社における株式の非公開化に伴うデメリットは限定的であると当社は考えている。

以上の点に鑑みると、本特別委員会は、本取引により当社の企業価値向上に対する重大な支障となる事情として認められるものは見受けられないと考える。

(c) 小括

本特別委員会は、MBK パートナーズの成長戦略を含む本取引実施後の経営戦略の 内容が当社及び当社の事業への深い理解に基づくものであって、MBK パートナーズ において想定されている企業価値向上策は、当社開示事業計画の掲げる収益性と資 産効率の向上の実現確度を高め、当社の企業価値向上に資するという当社の見解に ついて、当社の従前の企業価値向上策と矛盾するものではなく、また、明らかに客 観的に反している事実も見当たらず、合理的なものであると考える。

また、本特別委員会は、当社の現在の財務状況や、当社と取引先の信頼関係は既に 一定程度構築されており、本取引後も当社の名称やブランドは維持されるため当社 の社会的信用や知名度が上場廃止により失われるものではないことを踏まえれば、 完全子会社案件において一般に挙げられる、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなることや、知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを享受できなくなることに伴って、当社の企業価値向上に対する重大な支障となる事情として認められるものが見受けられないとの当社の考えについて、これに反する事実も見当たらず、合理的なものであると考える。

以上のことから、本特別委員会は、本取引は当社の企業価値向上に資するものであり、本オプションの目的の公正性及び合理性は認められると考える。

B. 本オプションの条件の合理性

(a) 本公開買付けは積極的なマーケット・チェックの結果得られた提案のうち最善のものであること

(ア) 積極的なマーケット・チェックの概要

当社は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i)ニデック提案を踏まえた検討体制の構築と、戦略的オプションの検討・交渉の経緯」に記載のとおりのマーケット・チェックの実施を通じて、第三者最終提案の提出期限までに、MBKパートナーズのみから法的拘束力のある最終意向表明書を受領するに至った。上記のマーケット・チェックの実施において、本特別委員会は、本取引のみならず、他の候補者の提案内容等についても当社から適時に報告を受けており、本取引のマーケット・チェックは、本特別委員会の実質的な関与の下で行われた、公正なマーケット・チェックであると評価できる。そして、競争環境が確保された公正なマーケット・チェックを通して得られた提案のうち、下記「(イ)MBKパートナーズによる提案」に記載のとおり、最善のものである MBK パートナーズの取引条件は、買収による企業価値の増加分についても MBK パートナーズと当社の株主の間で公正に配分された取引条件であることが期待できると考える。

(イ) MBK パートナーズによる提案

MBK パートナーズから 5月7日付最終提案書において記載された買付け等の価格は当社株式1株当たり11,300円とされていたところ、当社及び本特別委員会は、5月7日付最終提案書の内容を踏まえた慎重な協議・検討の結果、2025年5月16日に、MBKパートナーズに対し、2025年5月22日までに当社の少数株主の皆様の価値最大化の観点から当該価格の引き上げを含む諸条件の再提案を行うことを要請し、MBKパートナーズから2025年5月22日付で当社株式1株当たり11,520円の買付け等の価格、買付予定数の上限なし、下限は当社の総議決権の3分の2と記載された5月22日付最終提案書を受領した。当社及び本特別委員会は、当該提案書を踏まえ

て、当社の少数株主の皆様の価値最大化の観点から更なる価格の引き上げを行うこと、当該価格引き上げが MBK パートナーズからなされた場合には MBK パートナーズに独占交渉権の付与を行うこと等を決定し、その旨を MBK パートナーズに伝達したところ、MBK パートナーズは、2025 年 5 月 23 日付で当社株式 1 株当たり 11,560 円の買付け等の価格、買付予定数の上限なし、下限は当社の総議決権の 3 分の 2 と記載された 5 月 23 日付最終提案書を提出し、その結果、当社及び本特別委員会は MBK パートナーズに独占交渉権を付与した。その後も、MBK パートナーズ及び当社は、交渉を継続し、MBK パートナーズは、2025 年 6 月 3 日付で当社株式 1 株当たり 11,751 円の買付け等の価格、買付予定数の上限なし、下限は当社の総議決権の 3 分の 2 と記載された 6 月 3 日付最終提案書を提出した。

このように、当社及び本特別委員会は、MBK パートナーズから 2025 年 5 月 7 日に 最終提案書を受領後も、当社の少数株主の皆様の価値最大化を最大限に追求し、価格を交渉し、当社株式 1 株当たり 11,751 円の本公開買付価格の提案を受領した。

他方で、MBK パートナーズとは異なる候補先Aが、当社が第三者最終提案の提出 期限として設定していた2025年5月7日付で、当社に対して法的拘束力のない候補 先A継続意向表明書の提出を行ったことから(当社株式1株当たり11,550円の買付 け等の価格、買付予定数の上限なし、下限は当社の総議決権の3分の2)、当社は 候補先Aが要求する当社経営陣との複数回の協議を実施した上で、当社から法的拘 東力のある意向表明書の提出を求めたところ、2025 年 5 月 22 日、当社は、候補先 Aより、当社が候補先Aに対し要請していた 2025 年 5 月 22 日付での法的拘束力の ある最終提案の提出は困難であること、候補先A継続意向表明書に記載の内容を維 持し、当社との継続的な協議を希望すること等の連絡を受領した。当社は、2025年 5月23日、候補先Aによる2025年5月22日付の連絡及びMBKパートナーズが当社 株式1株当たり11,560円の買付け等の価格とする提案を行ったことを踏まえて、候 補先Aに対して候補先Aとは異なる候補先に対して独占交渉権を付与したことに伴 い、候補先Aとの協議を正式に中断する旨を伝達した。しかしながら、候補先A は、当社が最終提案の提出期限として設定していた2025年5月7日から約3週間を 超過した 2025 年 5 月 29 日付で法的拘束力のある意向表明書を提出した(以下、当 該提案を「候補先A提案」といいます。)。候補先A提案は、当社株式1株当たり 11,750 円の買付け等の価格であり、買付予定数の上限なし、下限は当社の総議決権 の3分の2であったが、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」 の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の 「(i)ニデック提案を踏まえた検討体制の構築と、戦略的オプションの検討・交 渉の経緯」に記載のとおり、当社は、候補先Aによる当社の完全子会社化の検討を 進めるのではなく、MBK パートナーズに対して提案価格を候補先A提案における当 社株式、1株当たり11,750円の買付け等の価格以上に引き上げることを再度要請す るともに、MBK パートナーズとの交渉を継続して、本取引の最終合意に至ることを 目指すこととした。

本特別委員会としても、マーケット・チェックのプロセスにおける候補先Aの対応等を踏まえると、上記の当社の対応は不合理ではないと評価できる。

このように、本公開買付けは、本特別委員会の実質的な関与の下で行われた公正なマーケット・チェックにおいて、当社の少数株主の皆様の価値最大化を最大限に追求した結果としての本公開買付価格で実施される公開買付けであり、本公開買付価格は、ニデック公開買付けの買付け等の価格及び候補先A提案の買付け等の価格を上回るものであった。

したがって、本公開買付けは、積極的なマーケット・チェックの結果得られた提 案のうち最善のものであると評価できる。

(b)株式価値算定と本公開買付価格の関係

(ア) 事業計画

本事業計画及び本事業計画等は、従前の策定方法とその方法が変わっていない。 また、本事業計画及び本事業計画等は本特別委員会の構成員である社外取締役が取 締役会等で従前確認していた当社の事業運営の概要とも大きな齟齬がない内容で あった。

したがって、本特別委員会は、本事業計画及び本事業計画等の承認に当たり、当 社経営陣の本特別委員会に対する説明及び本特別委員会との質疑応答に基づき、本 事業計画及び本事業計画等の策定経緯に公正性を疑うべき事情は存在せず、その内 容に不合理な点は見受けられないものと判断している。

(イ) 野村證券の算定

本特別委員会は、野村證券から、当社株式の株式価値の算定結果、算定手法及び 算定結果に関する考察過程等について詳細な説明を受けた。野村證券が採用した評価手法である市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の選択、並びにそれぞれの算定手法及び算定根拠について、いずれも不合理な点は見当たらず、本特別委員会は、当社株式の株式価値の検討に当たり、野村證券が作成した株式価値算定書(野村證券)に依拠することができるものと評価した。

(ウ) JP モルガン証券の算定及び本フェアネス・オピニオンの取得

本特別委員会は、JP モルガン証券から、上記記載の前提条件その他一定の条件の下で算定した当社株式の株式価値の算定結果、算定手法及び算定結果に関する考察過程等について詳細な説明を受けた。JP モルガン証券が採用した評価手法である市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の選択、並びにそれぞれの算定手法及

び算定根拠について、いずれも不合理な点は見当たらず、本特別委員会は、当社株式の株式価値の検討に当たり、JPモルガン証券が作成した株式価値算定書(JPモルガン証券)に依拠することができるものと評価した。

本特別委員会は、本公開買付価格の公正性を担保するために、JP モルガン証券から、上記記載の前提条件その他一定の条件の下で本公開買付価格が当社株式の所有者(公開買付者、MBK パートナーズ株式会社及びそれらの関係者を除く。)にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオンを取得している。JP モルガン証券による当社株式の株式価値の算定結果に特に不合理な点は認められないこと等からすれば、本フェアネス・オピニオンの発行手続及び内容に特に不合理な点はなく、本特別委員会は本フェアネス・オピニオンに依拠することができると評価した。

(エ) 本特別委員会の評価

本公開買付価格である1株当たり 11,751 円は、(i)野村證券の市場株価平均法(基準日①)により算定された当社株式の1株当たり株式価値のレンジの上限を上回り、(ii)野村證券の市場株価平均法(基準日②)により算定された当社株式の1株当たり株式価値のレンジの上限を上回り、(iii)野村證券の類似会社比較法により算定された当社株式の1株当たり株式価値のレンジの範囲内に入る価格であり、かつ、(iv)野村證券のDCF法により算定された当社株式の1株当たり株式価値のレンジの中央値を上回り、その範囲内に入る価格であると認められる。また、本公開買付価格である1株当たり11,751円は、(i)JPモルガン証券の市場株価平均法(基準日①)により算定された当社株式の1株当たり株式価値のレンジの上限を上回り、(ii)JPモルガン証券のJPモルガン証券の市場株価平均法(基準日②)により算定された当社株式の1株当たり株式価値のレンジの範囲内に入る価格であり、かつ、(iv)JPモルガン証券のDCF法により算定された当社株式の1株当たり株式価値のレンジの範囲内に入る価格であり、かつ、(iv)JPモルガン証券のDCF法により算定された当社株式の1株当たり株式価値のレンジの範囲内に入る価格であり、かつ、(iv)JPモルガン証券のDCF法により算定された当社株式の1株当たり株式価値のレンジの範囲内に入る価格であると認められる。

さらに、当社はJPモルガン証券より、本公開買付価格が、当社株式の所有者(公開買付者、MBK パートナーズ株式会社及びそれらの関係者を除く。)にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオンを取得している。

以上から、本公開買付価格は、野村證券及びJPモルガン証券により算定された当 社株式の株式価値との比較、並びに本フェアネス・オピニオンの内容の観点からし ても、少数株主にとって不利益ではない水準に十分に達していると考えられる。

(c)本公開買付価格の位置付け

本公開買付価格は、当社の株価変動の契機となったニデック提案が公表された直

前の2024年12月26日(以下「ニデック提案公表直前営業日」という。)までの東京証券取引所における当社株式の終値に対して、ニデック提案公表直前営業日の終値7,750円に51.6%、ニデック提案公表直前営業日の過去1ヶ月の平均終値7,112円に65.2%、ニデック提案公表直前営業日の過去3ヶ月の平均終値6,552円に79.4%、ニデック提案公表直前営業日の過去6ヶ月の平均終値6,313円に86.1%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であるとともに、当社の上場来最高値である9,800円(1990年6月29日の取引時間中の最高値)を上回る価格である。

経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針 一企業価値の向上と株主利益の確保に向けて一」(以下「M&A指針」といいます。)を公表の 2019 年6月 28 日以降に公表し、2025 年5月 31 日までに成立した、非公開化を前提とする第三者による公開買付けの事例(公開買付届出書に記載の買付金額が 100 億円以下、自己株式取得 TOB・ディスカウント TOB、不成立/買付期間中/予定公表型 TOB、未上場の非公開企業及び投資口(REIT)に対する TOB を除く。)188 件のプレミアムの中央値及び平均値は、それぞれ公表日前営業日(ただし、憶測報道等により公表目前に株価が影響を受けた事例は、当該影響を受ける直前日とする。)の終値に対して44.8%、56.0%、公表前1ヶ月間の終値単純平均値に対して45.8%、58.7%、公表前3ヶ月間の終値単純平均値に対して47.9%、60.4%及び公表前6ヶ月間の終値単純平均値に対して50.3%、60.2%であり、本公開買付価格のプレミアムは、上記の中央値及び平均値と比較しても遜色ない水準であり、本公開買付価格には合理的なプレミアムが付されている。

なお、本公開買付価格の本答申書作成日の前営業日の終値に対するプレミアムは、4.5%であるが、ニデック提案の公表以降の当社の株価の推移は、主に市場参加者の思惑に基づく売買の結果として上昇したものと考えることが合理的であり、本公開買付価格は過去の類似取引に比しても優位なプレミアムを付与しているものと認められるとの本特別委員会の判断に影響するものではない。なお、かかる当社の株価の推移を踏まえ、本特別委員会は、プレミアムの分析においてニデック提案の公表がなされる前の株価との比較を重視している。

(d)スキームの妥当性

本取引においては、一段階目に公開買付けを行い、二段階目に株式等売渡請求又は株式併合を行うという手法が想定され、株式交換等の組織再編によることは想定されていない。また、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されておらず、下限についても、当社の総議決権の3分の2に設定されており、強圧性が生じないように配慮されている。

本取引の手法は、この種の非公開化取引においては一般的に採用されている方法 であり、かつ、二段階目のいずれの手続においても、裁判所に対する売渡価格の決 定の申立て又は株式買取請求後の価格決定の申立てが可能である。

また、本取引の方法は、株主が受領する対価が現金であることから、対価の分かり易さ、並びにその価値の安定性及び客観性が高いという点で望ましく、当社の完全子会社化を迅速に行うという要請と、少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会と時間の確保を両立させることができるという観点でも、特に株式等を対価とする株式交換等の組織再編よりも望ましいと考えられる。株式等売渡請求又は株式併合をする際に、当社の株主に対価として交付される金銭が、本公開買付価格に各株主の所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるように算定される予定であることも明らかにされている。

したがって、買収の方法として公開買付けを伴う二段階買収の方法を採用し、買収対価を現金とすることには、合理性が認められる。

(e)本公開買付契約の内容

下記「C. 本オプションに係る手続の公正性の「(d)他の買付者からの買付機会を 確保するための措置」の「(ウ)取引保護条項」のとおり、当社は公開買付者との 間で、本公開買付契約を締結する予定である。本公開買付契約において、当社は、 本公開買付期間が満了するまでの間、本賛同意見を維持し、これを変更又は撤回し ないものとされているが、本公開買付価格を3%上回る対抗提案を受領した場合に は一定の条件の下ブレークアップ・フィーを支払うことで対抗提案を検討すること が可能である。ニデック提案の公表から5ヶ月を超える実質的な対抗提案の機会の 存在及び上記「(a)本公開買付けは積極的なマーケット・チェックの結果得られた 提案のうち最善のものであること」の「(ア)積極的なマーケット・チェックの概 要」に記載の積極的なマーケット・チェックの実施等に照らせば、本閾値価格(下 記「C. 本オプションに係る手続の公正性の「(d)他の買付者からの買付機会を確保 するための措置」の「(ウ)取引保護条項」に定義する。)及び本ブレークアッ プ・フィー(下記「C. 本オプションに係る手続の公正性の「(d)他の買付者からの 買付機会を確保するための措置」の「(ウ)取引保護条項」に定義する。) は実務 的にも合理的な範囲のものといえ、実質的に当社の株主に対して本取引を承認する ことを強制する、あるいは、株主にとってより望ましい内容の他の買収者による買 収提案の機会を不合理に阻害するものではない。

したがって、本公開買付契約の内容に照らしても本公開買付けの条件は不合理な ものであるとはいえない。

(f) 小括

以上のとおり、本公開買付価格その他の本取引の取引条件は公正なマーケット・ チェックにより得られた提案のうち最善のものであること、本公開買付価格は野村 證券及び JP モルガン証券により算定された当社株式の株式価値との比較並びに本フェアネス・オピニオンの内容の観点からしても少数株主にとって不利益ではない水準に十分に達していること、本公開買付価格のプレミアムは類似事案との比較において遜色ない水準であるといえること、本取引のスキームも妥当であると認められること及び本公開買付契約の内容に照らしても本公開買付けの条件は不合理なものであるとはいえないことから、本オプションの条件の合理性は認められる。

C. 本オプションに係る手続の公正性

(a) 本特別委員会の設置

本特別委員会は、当社の独立社外取締役の計 4名により構成される委員会であり、当社より、上記「I. 諮問事項」に記載の諮問事項について諮問を受け、その諮問事項の検討にあたって、経済産業省が 2023 年8月 31 日に公表した「企業買収における行動指針 一企業価値の向上と株主利益の確保に向けて一」(以下「買収行動指針」といいます。)及びM&A指針において本特別委員会が果たすべきとされている役割を実施している。

このほか、本特別委員会では、主に、下記のような配慮がされている。

- ① 本特別委員会は、買収行動指針及びM&A指針において最も本特別委員会の 委員としての適格性があるとされる社外取締役のみによって構成されており、 本特別委員会の委員はいずれも、公開買付者及び当社から独立している。ま た、本特別委員会の委員に対して本取引の公表や成立等を条件とする成功報 酬の支払は予定されておらず、本特別委員会の委員は本取引の成否について 重要な利害関係を有していない。
- ② 当社が MBK パートナーズと本公開買付価格を含む本公開買付けの条件について協議する場合には、事前に又は事後速やかに本特別委員会に確認を求めており、これにより、本特別委員会は、適時に MBK パートナーズによる本取引のみならず、他の候補者の交渉状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行って、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与え得る状況を確保していた。
- ③ 本特別委員会は、複数のリーガル・アドバイザー並びにフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関の候補者の独立性及び専門性・実績等を検討の上、2025年1月24日、独自のリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を、2025年1月27日、独自のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてJPモルガン証券を選任し、手続の公正性や企業価値評価に関する専門的知見に基づき検討・判断をしてきた。なお、各アドバイザーは当社及び公開買付者から独立している。
- ④ 当社取締役会は、当社の本特別委員会規程において、本取引に関する当社取

締役会の意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとしている。

以上のような本特別委員会の設置及び運用の状況からすれば、本特別委員会は公 正性担保措置として有効に機能していたと認められる。

(b) 当社における意思決定プロセス

MBK パートナーズ及び公開買付者は、当社株式を所有しておらず、本取引は、MBOや支配株主による従属会社の買収には該当しない。また、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、MBK パートナーズ及び公開買付者、その他の本取引に特別な利害関係を有する者が当社に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。当社取締役会においては、最終的に当社の取締役全員の一致により、及び監査役全員の異議なく、決議がされる予定である。

以上からすれば、当社における意思決定プロセスに、公正性に疑義のある点は見 当たらない。

(c) 外部専門家の専門的助言等の取得

(ア) 法務アドバイザーからの助言の取得

当社取締役会は、意思決定につき、リーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から助言を受けている。西村あさひ法律事務所の独立性については、同法律事務所が公開買付者及び当社の関連当事者には該当しないこと及び本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有さないことについて本特別委員会で説明がなされており、当社は弁護士による独立したアドバイスを取得したと認められる。また、当社は、米国法務に関するリーガル・アドバイザーである Sullivan & Cromwell から助言を受けている。Sullivan & Cromwell の独立性については、同法律事務所が公開買付者及び当社の関連当事者には該当しないこと及び本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有さないことについて本特別委員会で説明がなされており、当社は弁護士による独立したアドバイスを取得したと認められる。

加えて、本特別委員会は、本取引に関する検討に際し、独自のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から助言を受けている。アンダーソン・毛利・友常法律事務所の独立性については、同法律事務所が公開買付者及び当社の関連当事者には該当しないこと及び本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有さないことについて本特別委員会で説明がなされており、本特別委員会は弁護士による独立したアドバイスを取得したと認められる。

(イ) 第三者評価機関からの株式価値算定書の取得

当社取締役会は、本公開買付価格の公正性を担保するために、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券から、当社株式の株式価値に関する資料として、株式価値算定書(野村證券)を取得している。なお、野村證券の独立性については、同社が公開買付者及び当社の関連当事者には該当しないこと及び本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有さないことについて本特別委員会で説明がなされており、当社は独立した第三者算定機関による独立したアドバイスを取得したと認められる。

さらに、株式価値算定書(野村證券)においては、上記「B.本オプションの条件の合理性」の「(b)株式価値算定と本公開買付価格の関係」の「(イ)野村證券の算定」のとおり、複数の算定手法が採用されており、恣意的な価格の算定がされないよう配慮がされている。また、こうした算定の前提となる本事業計画の作成にあたって、不合理な事情は認められず、算定にあたって公正性を疑わせるような事情も見当たらない。

加えて、本特別委員会は、本公開買付価格の公正性を担保するために、独自のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてJP モルガン証券を選任しており、JP モルガン証券からも当社株式の株式価値に関する資料として株式価値算定書(JP モルガン証券)を取得している。JP モルガン証券の独立性については、同社は公開買付者、当社及びニデックの関連当事者には該当しないこと並びに本公開買付けを含む本取引及びニデック公開買付けに関して重要な利害関係を有していないことから、本特別委員会は独立した第三者算定機関による独立したアドバイスを取得したと認められる。

株式価値算定書(JP モルガン証券)においても、上記「B.本オプションの条件の合理性」の「(b)株式価値算定と本公開買付価格の関係」の「(ウ) JP モルガン証券の算定」のとおり、複数の算定手法が採用されており、恣意的な価格の算定がされないよう配慮がされている。また、上記のとおり、本事業計画等の作成にあたって、不合理な事情は認められず、算定にあたって公正性を疑わせるような事情も見当たらない。

(ウ) 本フェアネス・オピニオンの取得

さらに本特別委員会は、本公開買付価格の公正性を担保するために、JP モルガン証券から、本フェアネス・オピニオンに記載の前提条件その他一定の条件の下で本公開買付価格が当社株式の所有者(公開買付者、MBK パートナーズ及びそれらの関係者を除く。)にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオンを取得しており、本特別委員会は、本フェアネス・オピニオンによって、公正性担保措置が適切にとられていると積極的に評価することができるものと考える。

(d) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(ア) 積極的なマーケット・チェック

上記「B. 本オプションの条件の合理性」の「(a) 本公開買付けは積極的なマーケット・チェックの結果得られた提案のうち最善のものであること」の「(ア)積極的なマーケット・チェックの概要」のとおり、当社は、ニデックからニデック提案を受けた後に、企業価値の最大化及び株主共同の利益の観点から最善の選択肢を模索するため、当社のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券を通じて、複数の事業会社や投資会社に対して積極的なマーケット・チェックを行った。また、当該マーケット・チェックに関し、本特別委員会は、本取引のみならず、他の候補者の提案内容等についても報告を受けており、当該マーケット・チェックは本特別委員会の実質的な関与の下で行われた、公正なマーケット・チェックであると認められる。このように、当社においては積極的なマーケット・チェックが既に行われている。

(イ) 公開買付期間

公開買付者によれば、本公開買付けの買付期間は、法令に定められた最短期間である20営業日に設定することを予定している。もっとも、上記のとおり当社は既に積極的なマーケット・チェックを行っていること、2024年12月27日付でニデックが公表した公開買付予告プレスリリースを通じて、当社がマーケット・チェックにより第三者提案を打診した事業会社及び投資会社以外の事業会社及び投資会社においても、当社に対する公開買付け及びその後の非公開化取引の可能性を認識していたため当社に対して買収提案を行う機会が約5ヶ月以上の長期間にわたって確保されていたこと、本公開買付けはいわゆる事前公表型の公開買付けであり、公開買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始まで最大で6ヶ月程度の期間が空くことが見込まれる。以上から、本取引においては、積極的なマーケット・チェック以外においても、他の買収者による買収提案の機会は提供されているといえる。

(ウ) 取引保護条項

当社が、公開買付者との間で締結する予定の本公開買付契約上、(i)当社は競合取引(下記「⑦本対応方針の導入等、他の買付者からの買付機会を確保するための措置」に定義します。以下同じです。)の提案、申込み若しくは申込みの勧誘又は競合取引に関連するいかなる情報提供、協議、交渉若しくは合意も行い又は行わせてはならず、かつ(ii)本公開買付契約締結時点において競合取引に関する協議又は交渉が既に開始又は継続されている場合には、速やかにこれを中止しなければならないと規定されており、当社は他の買収者に対して競合取引について勧誘や交

渉等を行うことができない。もっとも、当社は既に積極的なマーケット・チェックを行っていること及び 2024 年 12 月 27 日付でニデックが公表した公開買付予告プレスリリースを通じて、当社がマーケット・チェックにより第三者提案を打診した事業会社及び投資会社以外の事業会社及び投資会社においても当社に対する公開買付け及びその後の非公開化取引の可能性を認識されているため当社に対して買収提案を行う機会が約 5 ヶ月以上の長期間にわたって確保されていたことに鑑みると、本公開買付契約の締結後に当社が競合取引について勧誘や交渉等を行うことが制限されることによって、他の買収者による買収提案の機会の減殺に繋がる可能性は限定的であるといえる。

本公開買付契約上、当社は、本賛同意見を維持し、これを変更又は撤回しないものとされておりますが、本公開買付契約締結後、公開買付者以外の者から本公開買付価格を3%上回る取得対価(以下「本閾値価格」といいます。)により当社株式の全部を取得する旨の本対抗提案(下記「⑦ 本対応方針の導入等、他の買付者からの買付機会を確保するための措置」に定義します。以下同じです。)を受領した場合には、当該受領日から起算して7営業日を経過する日までの間、当社は、その対応について公開買付者との間で誠実に協議し、当該期間内に公開買付者が本閾値価格以上の金額に変更しないときは、本賛同意見維持義務(下記「⑦ 本対応方針の導入等、他の買付者からの買付機会を確保するための措置」に定義します。以下同じです。)を負わないものとされている。また、当社が、本賛同意見維持義務を負わなくなったことにより、当社又は公開買付者により、本公開買付契約が解除された場合、当社は公開買付者に対して 27.5 億円のブレークアップ・フィー(以下「本ブレークアップ・フィー」といいます。)を支払う必要がある。

本特別委員会は、本閾値価格の設定及び本ブレークアップ・フィーに関し、(i)公開買付者と本取引を実施することが当社の企業価値向上に資することを踏まえると本閾値価格を設定すること自体は不合理ではなく、また、本閾値価格は、本公開買付価格を3%上回る取得対価に過ぎず、低廉な水準にとどまっているといえること、(ii)本ブレークアップ・フィーの金額水準は、本取引の対価の総額の約1%と相当低廉な水準に留まっており、当該水準のブレークアップ・フィーは実務的にも合理的な範囲のものといえること、(iii)当社及び公開買付者が相当のリソースを割いて本取引の検討を継続してきたこと、(iv)既に上記マーケット・チェック等を通じて幅広く当社の企業価値向上に向けた提案を受ける機会を確保してきたことに鑑みれば、本閾値価格の設定及び本ブレークアップ・フィーが実質的に当社の株主に対して本取引を承認することを強制する、あるいは、株主にとってより望ましい内容の他の買収者による買収提案の機会を不合理に阻害するものではないと考えられる。

(エ) 小括

上記のとおり、①当社は、ニデックからニデック提案を受けた後に、積極的なマーケット・チェックを行っていること、②本公開買付期間は20営業日となる予定であるが本公開買付けにおいては積極的なマーケット・チェックがとられるとともに、当社の非公開化の可能性は5ヶ月前から公知となっているのみならず本公開買付けの公表後も本公開買付けの開始に至るまで他の買収者による買収提案の機会は提供されているといえること及び③当社が公開買付者との間で締結する本公開買付契約において本公開買付価格を3%上回る本対抗提案を受領した場合には一定の条件の下ブレークアップ・フィーを支払うことで本対抗提案を検討することが可能であり、本関値価格及び本ブレークアップ・フィーは実務的にも合理的な範囲のものといえ、実質的に当社の株主に対して本取引を承認することを強制する、あるいは、株主にとってより望ましい内容の他の買収者による買収提案の機会を不合理に阻害するものではないことから、他の買付者からの買付機会を確保するための措置がとられていると評価できる。

(e) マジョリティ・オブ・マイノリティ

本公開買付けにおける買付予定数の下限として当社の総議決権数の3分の2が設定されており、当該下限を満たす場合には、発行済株式の過半数の応募があることになるから、実質的に、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限の設定として、本取引に係る手続の公正性を確保するものであるといえる。したがって、本公開買付けにおける買付予定数の下限として当社の総議決権の3分の3が設定されていることによって、公正性担保措置が有効に機能していると評価できる。

(f) 一般株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上

本プレスリリースにおいて、買収者との取引条件の交渉過程への本特別委員会の関与状況、株式価値算定書(野村證券)及び株式価値算定書(JP モルガン証券)その他の情報、M&Aの実施に至るプロセスや当該時期にM&Aを行うことを選択した背景・目的等に関する情報等について、充実した記載がされているものと認められる。

したがって、本取引について、当社の株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であると認められる。

(g) 強圧性の排除

本スクイーズアウト手続の実施の過程で、株主には、価格決定の申立てを行う権 利が認められ、本プレスリリースにおいてその旨が明示的に開示されている。さら に、本プレスリリースでは、本スクイーズアウト手続は本公開買付け終了後速やかに行われること、本スクイーズアウト手続の際に少数株主に対して交付される金銭について、本公開買付価格に当該各株主(ただし、当社及び公開買付者を除く。)の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定される予定である旨が開示されている。また、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されておらず、下限についても当社の総議決権の3分の2に設定されていることから、強圧性が認められない。

以上からすれば、本取引については、強圧性を排除するための対応が行われていると認められる。

(h) 小括

上記(a)から(g)までに記載のとおり、本取引では、(i)取引条件の形成過程における独立当事者間取引と同視し得る状況の確保及び(ii)一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会の確保という視点のいずれの面から見ても、本取引にとって必要十分な内容での公正性担保措置が採用されている。また、それらの公正性担保措置が、実際に実効性をもって運用されていると認められる。

したがって、本取引においては、公正な手続を通じて当社の一般株主の利益への 十分な配慮がなされており、本オプションに係る手続の公正性が認められる。

D. (a) 乃至(c) を踏まえて、本オプションが当社の中長期的な企業価値及び一般株 主の利益の最大化に資するものであるか

本特別委員会としては、上記「I. 諮問事項」に記載の諮問事項(a)から諮問事項(c)までで検討を要請されている事項が、諮問事項(d)を検討する際の考慮要素になるものと考える。

そして、本特別委員会の審議の結果、諮問事項(a)から諮問事項(c)までについて、いずれも公正性乃至合理性が認められることは、本答申書で詳細に述べてきたとおりである。

以上から、本特別委員会は、諮問事項(d)に関し、本オプション(本スクイーズアウト手続を含む。)が、諮問事項(a)乃至諮問事項(c)の検討を踏まえて、本オプションを採用する旨の決定は当社の少数株主にとって不利益なものではなく、当社の中長期的な企業価値及び一般株主の利益の最大化に資するものであると認められると考える。

④ 本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

本特別委員会は、本特別委員会への諮問事項について検討するに当たり、当社及び公開 買付者から独立した第三者算定機関として、本特別委員会独自のフィナンシャル・アドバ イザーである JP モルガン証券に対し、当社の株式価値の算定を依頼し、2025 年6月3日付で株式価値算定書(JP モルガン証券)を取得いたしました。詳細については、上記「(3)算定に関する事項」の「② 本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

⑤ 本特別委員会における独立したリーガル・アドバイザーからの助言

本特別委員会は、本特別委員会への諮問事項について検討するに当たり、当社及び公開 買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務 所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸 手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助 言を受けております。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、当社及び公開買付者の関連当事者には 該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、アンダーソン・毛 利・友常法律事務所に対する報酬には本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含ま れておりません。

⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全 員の異議がない旨の意見

当社は、西村あさひ法律事務所及び Sullivan & Cromwell から得た法的助言、野村證券 から得た財務的見地からの助言、株式価値算定書(野村證券)及び株式価値算定書(JP モルガン証券)の内容を踏まえつつ、本特別委員会から入手した本答申書の内容を最大限に 尊重しながら、本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、上記(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ii)当社の判断」に記載のとおり、当社取締役会は、本取引は当社開示事業計画の掲げる収益性と資産効率の向上の実現確度を高め、当社の企業価値向上に資するものであるとともに、本取引に係る取引条件は当社の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当なものであり、本公開買付けは当社の少数株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであるとの判断に至ったことから、本日開催の当社取締役会において、現時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

上記の当社取締役会においては、当社の取締役合計8名のうち、審議及び決議に参加した利害関係を有しない取締役8名の全員一致により決議されております。また、当社の監査役合計3名のうち、利害関係を有しない監査役3名全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

(7) 本対応方針の導入等、他の買付者からの買付機会を確保するための措置

上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに 賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、2025 年 3 月 19 日 付の取締役会決議によって、当社の株主の皆様及び当社がニデック提案と第三者最終提案 を比較検討した上でニデック提案の是非につき適切な判断をするため、本対応方針を導入 し、第三者最終提案の具体化等に合理的に必要な時間の確保に努めるとともに、当社の フィナンシャル・アドバイザーである野村證券を通じて複数の事業会社や投資ファンドに 対してマーケット・チェックを実施し、当社の完全子会社化に初期的な関心を示した投資 ファンド8社に対し、2025 年 2 月上旬より、ニデック提案への対案となる法的拘束力を有 しない意向表明書の提出を打診することにより、一定の競争状態において、複数の候補者 による当社株式に対する買付け等の機会を確保しております。そして、本公開買付価格は、 公開買付者を除く第三者から提示された公開買付価格との比較において最も高額となって おります。なお、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、 2025 年 5 月 9 日付で本対抗措置の発動を中止し、併せて本対応方針を廃止することを決議 しております。

また、公開買付者は、本公開買付期間について、20 営業日(注)としているものの、本公開買付けの開始予定の公表から実際の本公開買付け開始までに最大6ヶ月程度要することを見込んでいるため、当社の一般株主の皆様の本公開買付けに対する応募についての適切な判断機会を確保するだけでなく、公開買付者以外の買収提案者による当社株式に対する買付け等の機会も確保されているものと考えており、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

(注)米国証券法上の公開買付期間の最低必要日数である、米国における 20 営業日が確保 される公開買付期間とする予定であるため、公開買付期間を 20 営業日を超える日 数とする可能性があるとのことです。

さらに、下記「4.本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、本公開買付契約上、当社は、(i)本取引と競合し、本取引の実行を困難にし若しくは遅延させ、又は本取引の実行の支障になるおそれがある一切の取引又は行為(以下「競合取引」といいます。)の提案、申込み若しくは申込みの勧誘又は競合取引に関連するいかなる情報提供、協議、交渉若しくは合意も行い又は行わせてはならず、かつ(ii)本公開買付契約締結時点において競合取引に関する協議又は交渉が既に開始又は継続されている場合には、速やかにこれを中止しなければならないと規定されており、当社は、他の買収者による競合取引について勧誘や交渉等を行うことができないことになりますが、当社にお

いては、上記のとおり、マーケット・チェックとして、2025 年2月上旬に当社に直接意向を示した事業会社及び投資ファンド、並びに野村證券を通じて提案を打診した事業会社及び投資ファンド(計8社)に意向表明書の提出を依頼し、幅広く当社の企業価値向上に向けた提案を受ける機会を確保してきたこと並びに2024年12月27日付でニデックが公表した「株式会社牧野フライス製作所(証券コード:6135)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」を通じて、提案を打診した事業会社及び投資ファンド以外の事業会社及び投資ファンドについても、当社に対する公開買付け及びその後の非公開化取引の可能性を認識することになり、当社に対して買収提案を行う機会が約5ヶ月以上の長期間にわたって確保されていたことに鑑みると、本公開買付契約の締結後に当社が競合取引について勧誘や交渉等を行うことが制限されることによって、他の買収者による買収提案の機会の減殺に繋がる可能性は限定的であると考えているとのことです。

また、下記「4.本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、本公 開買付契約上、当社は、本公開買付期間が満了するまでの間、本賛同意見を維持し、これ を変更又は撤回しないものとされておりますが(以下「本賛同意見維持義務」といいま す。)、本公開買付契約締結後、公開買付者以外の者が本公開買付価格を3%以上上回る 取得対価により当社株式全部を取得する旨の具体的かつ実現可能性のある真摯な提案(以 下「本対抗提案」といいます。)を当社に対し行ったことを公表した場合、又は、当社が 本対抗提案を受領したことを公表した場合には、当該公表がされた日から起算して7営業 日を経過する日までの間、当社は、その対応について公開買付者との間で誠実に協議する ものとし、当該期間内に公開買付者が本公開買付価格を本対抗提案に係る取得対価以上の 金額に変更しないときは、本賛同意見維持義務を負わないものとされております。当社が 本賛同意見維持義務を負わなくなったことにより、当社又は公開買付者により、本公開買 付契約が解除された場合、当社は公開買付者に対して 27.5 億円のブレークアップ・フィー を支払う必要がありますが、(i) 当該ブレークアップ・フィーの金額水準は、本取引の 対価の総額の約1%と相当低廉な水準に留まっており、(ii)当社及び公開買付者が相当 のリソースを割いて本取引の検討を継続してきたこと、(iii)既に上記マーケット・ チェック等を通じて幅広く当社の企業価値向上に向けた提案を受ける機会を確保してきた ことに鑑みれば、当該水準のブレークアップ・フィーは実務的にも合理的な範囲のものと いえ、実質的に当社の株主に対して本取引を承認することを強制する、あるいは、株主に とってより望ましい内容の他の買収者による買収提案の機会を阻害するものではないと考 えているとのことです。

⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) を満たす買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を15,592,300株(所有割合:66.67%)と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限(15,592,300株)に満

たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行わないとのことです。かかる買付予定数の下限は、当社通期決算短信に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 (24,893,841 株)から、同日現在当社が所有する自己株式数 (1,505,407 株)を控除した株式数 (23,388,434 株)の過半数 (11,694,218 株。いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」に相当する数)を上回るものとなります。これにより、公開買付者は、公開買付者と利害関係を有さない当社の株主から過半数の賛同が得られない場合には、当社の少数株主の皆様の意思を重視して、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしているとのことです。

4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

① 本公開買付契約

公開買付者及び当社は、本公開買付けの実施にあたり、本日付で本公開買付契約を締結 しております。本公開買付契約の概要は以下のとおりです。

- (ア)当社は、(i)本公開買付けの開始予定の公表日においては、本公開買付けに賛同し、当社の株主に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見(本開始前賛同・応募推奨意見)、(ii)本公開買付けの開始日の前日においては、本公開買付けに賛同する旨の意見(本開始後賛同意見)を取締役会の決議をもって表明し、本公開買付期間が満了するまでの間、本賛同意見を維持し、これを変更又は撤回しないものとされています(本賛同意見維持義務)。
- (イ)当社は、本公開買付契約締結後、直接又は間接に、公開買付者以外の者との間で、 (i)競合取引の提案、申込み若しくは申込みの勧誘又は競合取引に関連するいかなる情報提供、協議、交渉若しくは合意も行い又は行わせてはならず、かつ(ii)本公開買付契約締結時点において競合取引に関する協議又は交渉が既に開始又は継続されている場合には、速やかにこれを中止しなければならないものとされています。
- (ウ) 当社は、公開買付者以外の者から直接又は間接に競合取引の提案を受けた場合、又は、その子会社が申出を受けたことを認識した場合、速やかに、公開買付者に対し、その旨及び当該提案の詳細を通知し、競合取引への対応について公開買付者との間で誠実に協議するものとされています。
- (エ) 当社は、本公開買付契約締結後、公開買付者以外の者が本公開買付価格を3%以上上回る取得対価により当社株式全部を取得する旨の具体的かつ実現可能性のある真摯な提案(本対抗提案)を当社に対し行ったことを公表した場合、又は、当社が本対抗提案を受領したことを公表した場合には、当該公表がされた日から起算して7営業日を経過する日までの間、当社はその対応について公開買付者との間で誠実に協議するものとし、当該期間内に公開買付者が本公開買付価格を本対抗提案に係る取得対価以上の金額に変更しないときは、本賛同意見維持義務を負わないものとされております。また、当社が本賛同意見維持義務を負わなくなった場合、公開買付

- 者又は当社は本公開買付契約を解除できることとされており、これによって本公開買付契約が解除されたときは、公開買付者は、ブレークアップ・フィーとして、当社から 27.5 億円を受け取ることができるものとされております。
- (オ)当社は、以上のほか、大要、①自ら又はその子会社をして、善良な管理者の注意をもって、従前と実質的に同一かつ通常の業務の範囲内で業務を遂行し、また遂行させる義務、②本クリアランスの取得及び維持に向けた実務上合理的な範囲での最大限協力義務、③公開買付者による当社、その子会社及びこれらの役職員へのアクセスを合理的に必要な範囲で認める義務、④公開買付者による資金調達に実務上合理的な範囲で最大限協力する義務、⑤本取引の実行に際して相手方の承諾を要する規定を含む重要な契約の相手方からの承諾取得に係る実務上合理的な範囲での努力義務、⑥本取引の実行に際して相手方に対する事前の通知を要する規定を含む重要な契約の相手方に対する通知を実施する義務、⑦当社の企業内労働組合に対する本取引に係る説明及び理解の取得に係る合理的な範囲での最大限努力義務、⑧当社の従業員持株会、役員持株会及び取引先持株会又はその会員による本公開買付けへの応募に係る事務手続への実務上合理的な範囲内での協力義務、及び、⑨自己の表明保証違反、義務違反又は本公開買付前提条件の不充足の可能性が判明した場合の公開買付者への通知義務を負担しています。
- (カ)また、本公開買付契約においては、①本取引の実施に係る事項(具体的には、本公開買付前提条件(本公開買付前提条件の詳細は、頭書<本公開買付前提条件>をご参照ください。)が全て充足し又は公開買付者により放棄されることを条件として、公開買付者が本公開買付けを実施すること、及び、その後の本スクイーズアウト手続)、②公開買付者及び当社による表明保証事項(注)、③公開買付者及び当社の自己の表明保証違反又は本公開買付契約上の義務違反があった場合における補償義務、④当社が本賛同意見維持義務を負わなくなったこと(上記(エ)をご参照ください。)のほか、本公開買付契約の解除事由として、(i)本公開買付けが自らの責めに帰すべき事由によらずに、2026年1月16日までに開始されなかった場合、
 - (ii) 相手方当事者の表明及び保証について重要な点において違反があった場合、
 - (iii) 本公開買付契約に基づく相手方当事者の重大な義務の違反があり、書面による催告にもかかわらず、当該催告から 10 営業日以内に当該違反が是正されない場合、及び(iv) 相手方当事者について、倒産手続が開始され、又はその開始申立て(ただし、合理的根拠のない第三者からの倒産手続の開始申立てを除く。) がなされた場合が定められています。
 - (注)本公開買付契約において、公開買付者は、①設立、存続及び権限の有効性、 ②本公開買付契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに手続 の履践、③本公開買付契約の有効性及び強制執行可能性、④本公開買付契

約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、⑤本クリアランス の対象となる許認可、⑥反社会的勢力に該当しないこと及び反社会的勢力 との関連性の不存在、⑦倒産手続の不存在及び®本公開買付けの決済を行 うために必要となる資金の十分性について表明及び保証を行っています。 また、本公開買付契約において、当社は、①設立、存続及び権限の有効 性、②本公開買付契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに 手続の履践、③本公開買付契約の有効性及び強制執行可能性、④本公開買 付契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、⑤反社会的勢 力に該当しないこと及び反社会的勢力との関連性の不存在、⑥倒産手続の 不存在、⑦当社の株式に関する事項、⑧2022 年4月1日以降に提出された 有価証券報告書等及び2022年3月期乃至2024年3月期に係る財務諸表の正 確性、重大な簿外債務等の不存在、2024年4月1日以降の通常の業務の範 囲内における業務遂行及び後発事象(当社グループの事業、資産、負債、 経営成績、財務状態若しくは将来の収益計画又はそれらの見通しに重大な 悪影響を及ぼす事由若しくは事象又はかかる事由又は事象が発生する具体 的なおそれ)の不存在並びに未公表の重要事実等の不存在、⑨当社グルー プによる法令等及び政府機関等の判断等への重要な点における違反の不存 在、⑩対象会社及びその子会社における訴訟等及び重大なクレームの不存 在、⑪対象会社及びその子会社における環境関連法令等の遵守、及び⑫ デュー・ディリジェンスにおいて開示された情報の正確性並びに重要な事 実に係る記載の欠缺及び誤解を生じさせる内容の不存在について表明及び 保証を行っています。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針 該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません.

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

9. 今後の見通し

上記「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「③本公開買付け及び本取引後の経営方針」、「(4)上場廃止となる見込み及びその事由」及び「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。

10. その他

「剰余金の配当(無配)に関するお知らせ」の公表

当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2026 年3月期の配当予想を修正し、2025 年9月 30 日 (第2四半期末)を基準日とする剰余金の配当及び2026 年3月 31 日 (期末)を基準日とする剰余金の配当を実施しないことを決議しました。詳細については、当社が本日付で公表した「剰余金の配当(無配)に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

本発表資料は、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、ご自身の判断で申込みを行ってください。本発表資料は、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本発表資料(もしくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本発表資料に含まれる全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会計基準に基づくものでなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報の内容と同等とは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人又はその役員に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本発表資料中の記載には、米国 1933 年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国 1934 年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者(affiliate。以下同様。)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。本発表資料中の「将来に関する記述」は、本発表資料の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

公開買付者及びその関連者、並びに公開買付者及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザーの関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制その他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5条(b)項の要件に従い、本公開買付けの開始前、又は本公開買付期間中に、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で取得する若しくはそのような取得に関連する行為を行う可能性があります。その場合、市場取引によって市場価格で売買される場合や、市場外の交渉で決まった価格で売買される場合があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイトにおいても英文で開示が行われます。